

名取市自死対策計画

生きる支援～気づく・寄り添う・支え合う・つなぐ～



平成31年3月

名取市

～ 一人ひとりの「こころ」に寄り添い、「いのち」をつなぐ、
支えあいの地域づくりを目指して ～

東日本大震災の発生から8年が経過し、復興に向けた取組が進み、今年5月には関東地区のまちびらきが行われます。この間、国内外の多くの皆さまから、継続的なご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、平成18年に自殺対策基本法が施行され、国、県、市町村へと、自死対策の取組は拡大しているところではありますが、わが国の自殺者数は、近年減少傾向にあるものの、未だに年間2万人を超え、全国的に非常事態は続いています。本市においても毎年かけがえのない「いのち」が自死によって失われていることを認識し、継続して取り組む必要があります。



こうしたなかで、平成28年4月に「自殺対策基本法」が改正され、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定が義務づけられました。

自死の多くは追い込まれた末の死ということがいわれており、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やしていくことが喫緊の課題となっております。

そこで、本市では『いつでも、どこでも、誰でも 一人ひとりの「こころ」に寄り添い、「いのち」をつなぐ、支えあいの地域づくり』を基本理念とした「名取市自死対策計画」を策定いたしました。

この計画では、本市の全事業の中から「生きる支援」に関する事業を総動員し、全庁的な取組として、自死対策を総合的に推進するための具体的な施策を定めています。

今後は本計画に基づいて、関係機関・団体とも連携を一層強化しながら、誰も自死に追い込まれることのない社会の実現に向けて、総合的に取り組んでまいります。

市民の皆さまには、「こころ」に寄り添い、「いのち」をつなぐ取組がさらに広がりますよう、自死に対する関心と理解を深めていただき、SOS（危険信号）を発信している方に気づき、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの役割を担っていただければと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心に審議、検討をいただきました名取市自死対策協議会の皆さま、そしてヒアリング調査を通して貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました地域団体、市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

平成31年3月

名取市長 山田 司郎

本計画における「自殺」と「自死」の使い分けについて

「自殺」と「自死」の定義や用法については、様々な見解があります。
本計画においては、「自殺」と「自死」については、次のように状況に応じて用語を使い分けるものとします。

(1) 「自殺」を使用する場合

- ① 法律等の名称や法律等の中で用いられる「自殺」を含む用語
例：自殺対策基本法、自殺対策、自殺防止、自殺未遂、自殺企図
- ② 統計資料や著作物等から引用する「自殺」を含む用語
例：自殺死亡率、自殺者数
- ③ 「自殺」という語と組み合わせて慣用的に使われ定着している熟語
例：自殺念慮、自殺願望

(2) 「自死」を使用する場合

上記の(1)の場合を除いて、原則として「自死」を使用します。
ただし、「追い込まれた末の死」の重大さを強調し、その行為を思いとどまらせる場合は、「自らの命を絶つ行為」など、表現方法を工夫し「自死」を使用しないこととします。

〔目 次〕

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
第2章	名取市の現状と課題	3
1	名取市の概況	3
2	名取市における自死の状況	7
3	自死に対する基本認識	13
4	自死の現状から見えた課題の整理	15
第3章	計画の基本的な考え方	17
1	計画の基本理念	17
2	計画の基本施策	18
3	数値目標	19
4	重点施策	20
	重点施策1：いのちをつなぐためのネットワークの強化	20
	重点施策2：生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	22
	重点施策3：子ども・若者のこころの健康づくりの推進	24
第4章	生きる支援に向けた具体的な取組	25
	施策体系	25
	基本施策1：一人ひとりが「気づく」ために	26
	1-1：市民一人ひとりの気づきの促進	26
	1-2：生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上（重点施策2）	28
	基本施策2：支援の必要な人に「寄り添う」、地域で「支え合う」ために	31
	2-1：相談機会の充実	31
	2-2：状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	34
	2-3：家族や介護者への支援	40
	基本施策3：大切ないのちを「つなぐ」ために	41
	3-1：地域における見守り・支え合いの推進	41
	3-2：いのちをつなぐためのネットワークの強化（重点施策1）	42
第5章	計画の推進	43
1	計画の推進	43
2	計画の進行管理	43

資	料	編	45
資料 1	策定経過		45
資料 2	名取市自死対策協議会		47
資料 3	名取市自死対策連絡会議		49
資料 4	相談窓口一覧		50
資料 5	生きる支援一覧		51

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

日本の自殺死亡者数は、平成22年(2010年)以降減少しており、平成29年(2017年)には、前年に比べ576人(2.6%)減少したものの、それでも毎年2万人を超える方々が自死に追い込まれており、主要先進7か国の中でも最も高い状況です。

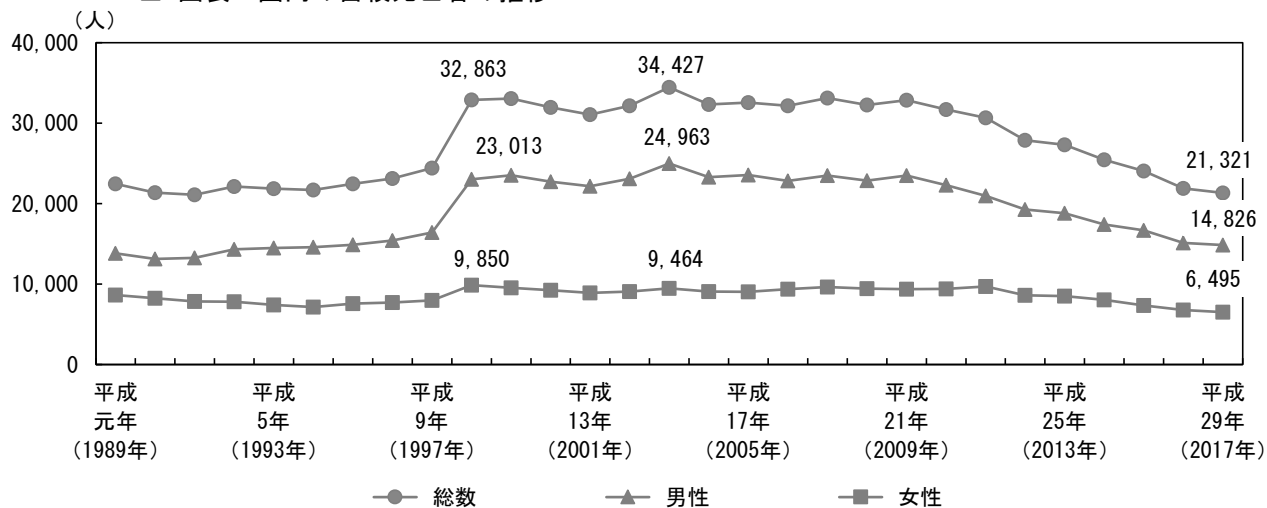
平成18年(2006年)に国が策定した「自殺対策基本法」が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自死が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

平成28年(2016年)4月には、「自殺対策基本法」が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自死対策に関する必要な支援を受けることができるよう、全ての自治体で地域レベルの自死対策を推進するための計画策定が義務付けられました。

自死は、その多くが追い込まれた末の死です。自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会要因があることが知られています。自死に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自死以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

名取市(以下「本市」という。)では、市民一人ひとりがお互いの「いのち」の大切さを考え、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自死に対する保護要因)」を増やし、また「生きることの包括的な支援」を推進することで、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」を目指すために、名取市自死対策計画(以下「本計画」という。)を策定します。

■ 図表 国内の自殺死亡者の推移



資料：警察庁自殺統計

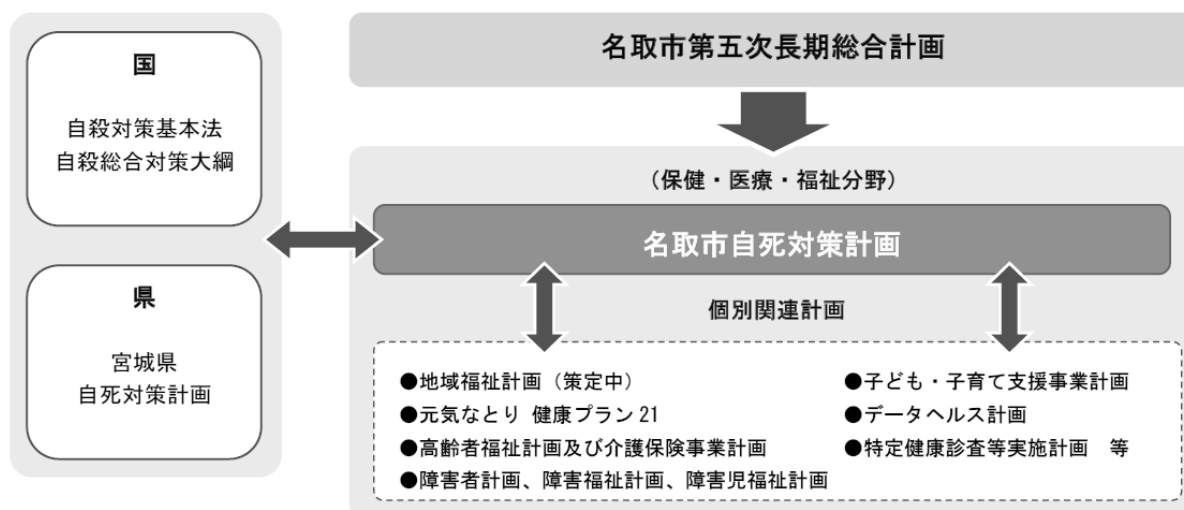
2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される計画として、自殺総合対策大綱の基本理念に基づき「誰も自死に追い込まれることのない社会」の実現に必要な方策を定めるものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に実施し、名取市第五次長期総合計画において本市が目指す将来像「元気創造 これからも名取」の実現に向けた、自死対策の基本となる計画です。

自死を防ぐためには、精神保健による視点だけでなく、様々な分野の施策と連携する必要があります。そのため本計画では、本市における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、既存の事業を最大限活かす形で策定することが、全庁的な取組として本市の「生きることの包括的な支援（＝自死対策）」を推進することになります。

■ 図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とし、計画最終年度に評価を行います。

第2章 名取市の現状と課題

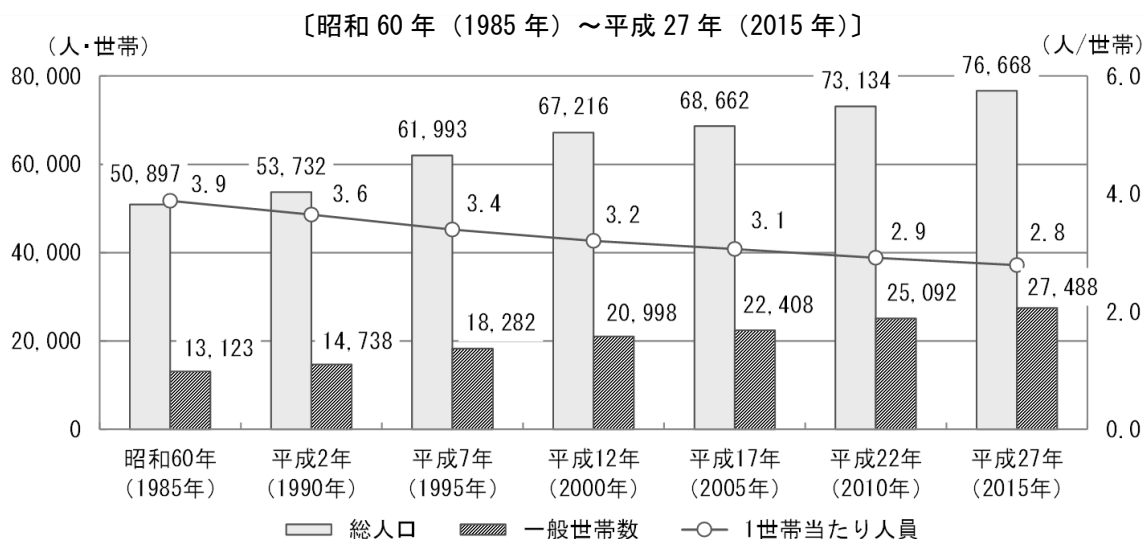
1 名取市の概況

(1) 総人口・世帯数等の推移

国勢調査による昭和60年(1985年)から平成27年(2015年)にかけての総人口及び一般世帯数の推移をみると、総人口、一般世帯数ともに増加推移にあり、平成27年(2015年)の総人口は76,668人、一般世帯数は27,488世帯となっています。

また、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成22年(2010年)には3.0人/世帯を下回り、平成27年(2015年)の1世帯当たりの人員は2.8人/世帯となっています。

■ 図表 総人口・一般世帯数の推移



区分	昭和60年(1985年)	平成2年(1990年)	平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)	平成27年(2015年)
総人口	50,897	53,732	61,993	67,216	68,662	73,134	76,668
15歳未満	11,633	10,720	11,552	11,774	10,991	11,147	11,966
15～64歳	34,551	37,078	42,826	45,613	45,647	47,815	48,392
65歳以上	4,713	5,884	7,609	9,803	11,876	13,945	15,895
一般世帯数	13,123	14,738	18,282	20,998	22,408	25,092	27,488
1世帯当たり人員	3.9	3.6	3.4	3.2	3.1	2.9	2.8

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。資料：国勢調査(各年10月1日現在)

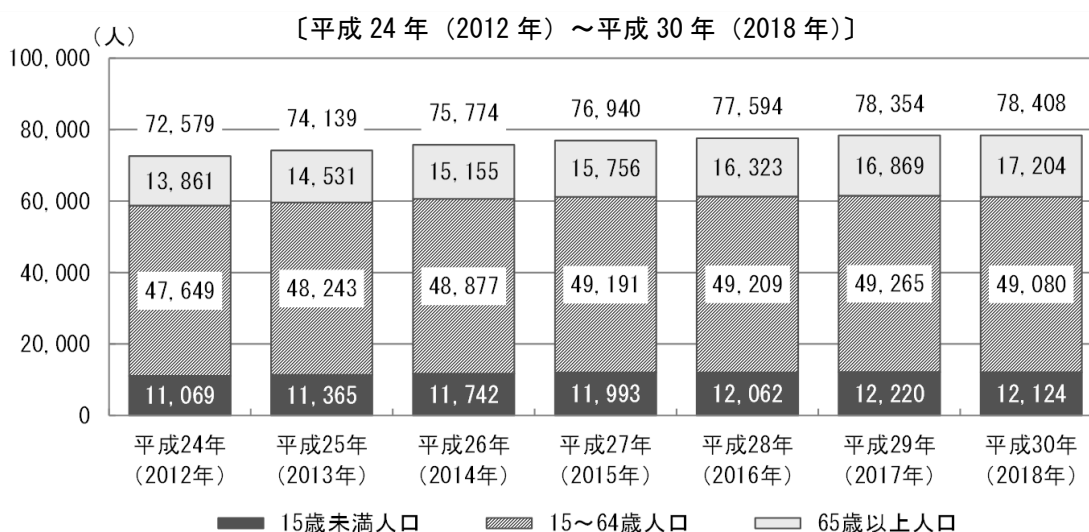
(2) 年少人口・高齢化人口の推移

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成24年(2012年)以降の人口推移をみると、総人口は増加しており、平成30年(2018年)では78,408人となっています。

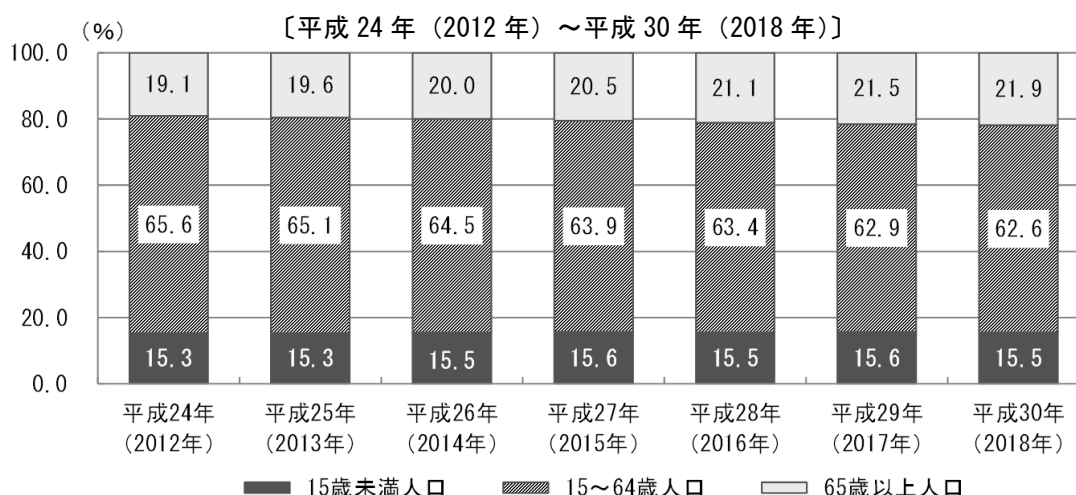
また、年齢別(3区分)の推移では、15歳未満人口、15~64歳人口は平成29年(2017年)までは増加推移となっていますが、平成30年(2018年)には減少に転じています。

一方で65歳以上人口、高齢化率(総人口に占める「65歳以上」人口の割合)は増加しています。平成30年(2018年)の65歳以上人口は17,204人、高齢化率は21.9%を占めており、高齢化の進行がみられます。

■ 図表 年齢3区分人口の推移



■ 図表 年齢3区分人口割合の推移

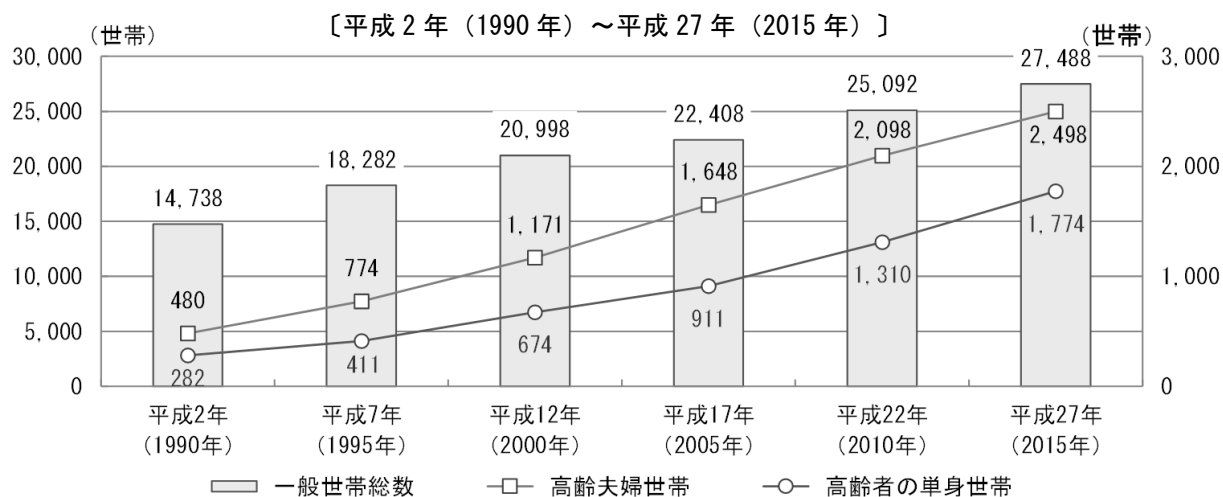


(3) 高齢者世帯の状況

国勢調査による平成2年(1990年)から平成27年(2015年)にかけての高齢夫婦世帯、高齢者単身世帯の推移をみると、ともに増加推移にあり、平成27年(2015年)の高齢夫婦世帯は2,498世帯、高齢者単身世帯は1,774世帯となっています。

平成2年(1990年)と比較すると、20年間で高齢夫婦世帯は5.2倍、高齢者単身世帯は6.3倍に増加しており、高齢化の進行とともに高齢者世帯についても増加しています。

■ 図表 一般世帯数・高齢夫婦世帯・高齢者単身世帯の推移

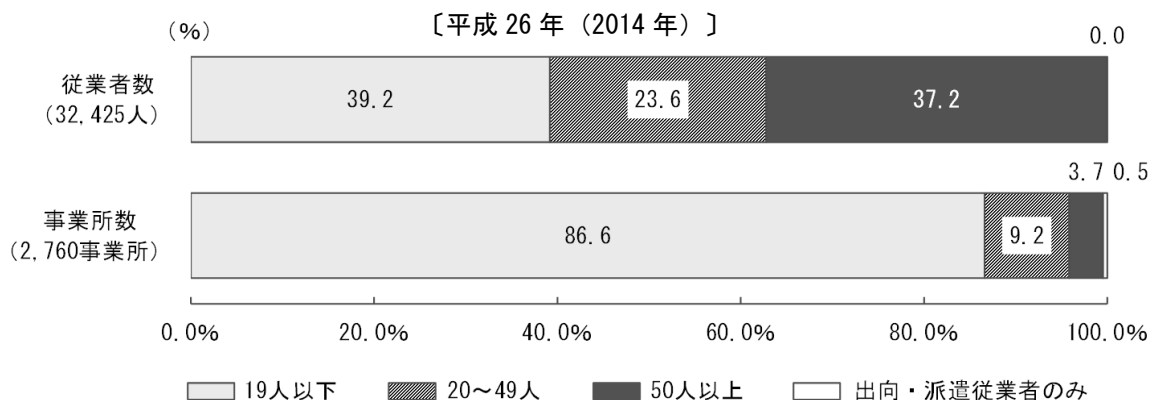


(4) 地域の事業所規模別事業所数／従業者割合

平成26年(2014年)経済センサス-基礎調査による本市の地域の事業所規模別事業所数及び従業者割合をみると、市内事業所のおよそ8割強(86.6%)が19人以下の事業所であり、市内従業者の約4割(39.2%)が19人以下の事業所で働いています。

労働者数50人未満の事業所では、特にメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、自死対策を推進するうえで地域の関係機関との連携による中小・小規模の事業所へ働きかけが望まれています。

■ 図表 地域の事業所規模別事業所数及び従業者割合



(5) 東日本大震災に関連する健康問題

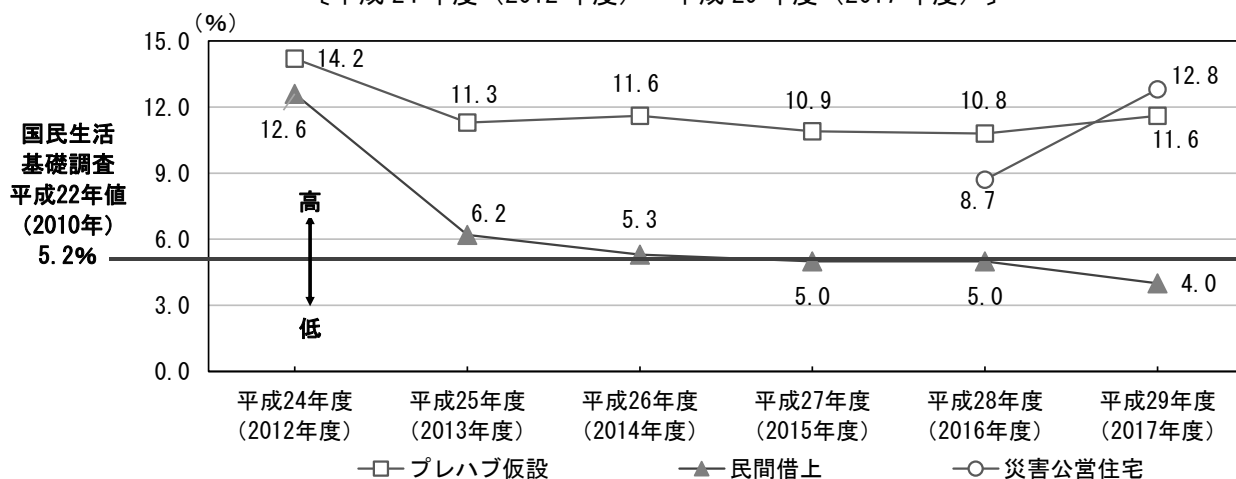
宮城県被災者健康調査の「K6（※）の13点以上の割合」が、平成29年は震災以前（平成22年（2010年））の国民生活基礎調査の5.2%より、災害公営住宅とプレハブ仮設住宅で高くなっています。

東日本大震災の発生が、今後自死にどのような影響を与えるかを注視していく必要があり、住民のつながりや地区活動の活性化を視野に、住民組織や関連機関と協働し地域力を高める支援が望まれています。

※K6は24点満点で、得点が高いほど不安、抑うつなどの心理的苦痛が高いことを意味します。合計得点13点以上は「重度精神障害相当」に該当します。

■ 図表 宮城県被災者健康調査のK6における13点以上の割合

[平成24年度（2012年度）～平成29年度（2017年度）]



資料：国民生活基礎調査、宮城県被災者健康調査の結果より名取市作成

2 名取市における自死の状況

*使用する統計データについて

自殺者数に関する主要統計としては、厚生労働省による「人口動態統計」と警察庁による「自殺統計」の2種類がありますが、詳細分析が可能な「自殺統計」を主に用います。

《両統計の相違点》

- ・調査対象について、人口動態統計は日本における日本国籍を有する者を、自殺統計は総人口（日本における日本国籍を有さない者を含む）を対象としています。
- ・調査時点について、人口動態統計は住所地を基に死亡時点で、自殺統計は発見地を基に発見（認知）時点で計上しています。

*警察庁 地域における自殺の基礎資料について

警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されているものです。（地域自殺実態プロファイルでは「自殺統計」と表記されています。）

*地域自殺実態プロファイルについて

厚生労働省及び自殺総合対策推進センターが、主に平成25年（2013年）から平成29年（2017年）の自殺統計及び住民基本台帳に基づく人口と国勢調査を用いて、性別や年代等の項目ごとに自殺者数を集計した資料を指します。

*自殺死亡率について

人口10万人当たりの自殺死亡者数を表します。（自殺者数÷人口×100,000人）。

（1）自殺者数・自殺死亡率の推移

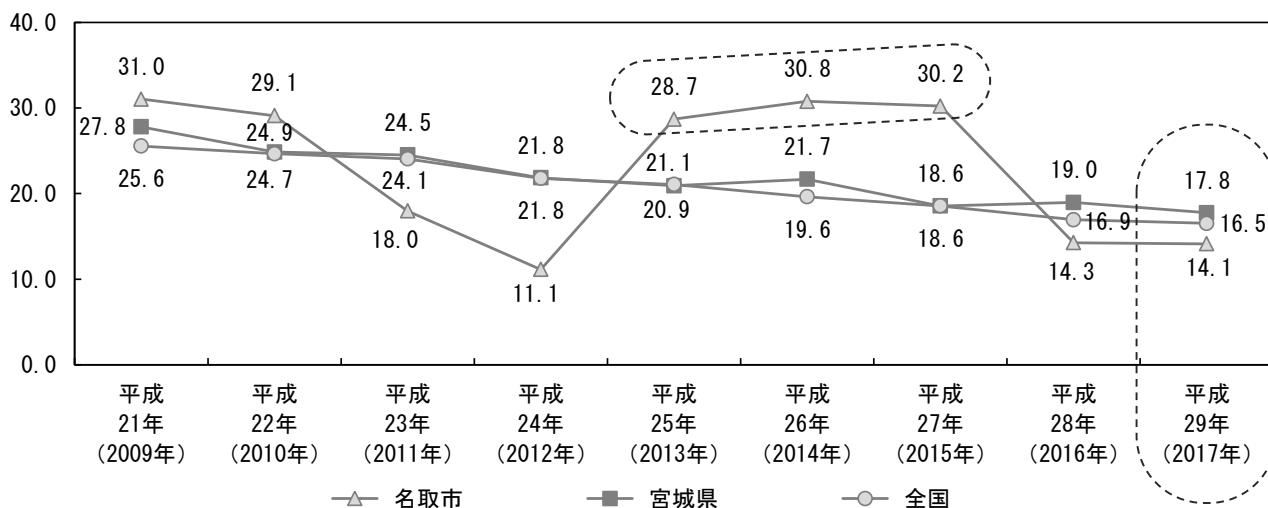
本市の自殺死亡率について、ここ9年の推移をみると、平成20年（2008年）のリーマンショック以降の世界的な経済状況の悪化の時期とも重なる平成21年（2009年）をピークに、その後減少傾向でしたが、東日本大震災後の平成25年（2013年）から3年間高くなり、平成28年（2016年）より減少しています。

現在は全国・宮城県と比較するとやや低い水準となっています。

■ 図表 自殺死亡率の推移（10万人対）

（10万人対）

〔平成21年（2009年）～平成29年（2017年）〕



資料：警察庁 地域における自殺の基礎資料より名取市作成（各年1～12月値）

また、本市における自殺者数の推移を「自殺統計」、「人口動態統計」ごとにみると、いずれも東日本大震災後の平成 25 年（2013 年）から 3 年間は高くなり、平成 28 年（2016 年）より減少しています。

自殺統計による平成 29 年（2017 年）の自殺者数は 11 人となっています。

■ 図表 本市の自殺者数・自殺死亡率の推移

[平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）]

	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	合 計
自殺統計：自殺者数 (人)	21	23	23	11	11	89 〔男性：67〕 〔女性：22〕
自殺統計：自殺死亡率 (10 万人対)	28.7	30.8	30.2	14.3	14.1	—
人口動態統計：自殺者数 (人)	20	21	22	9	12	84

資料：自殺統計・人口動態統計より名取市作成（各年 1～12 月値）

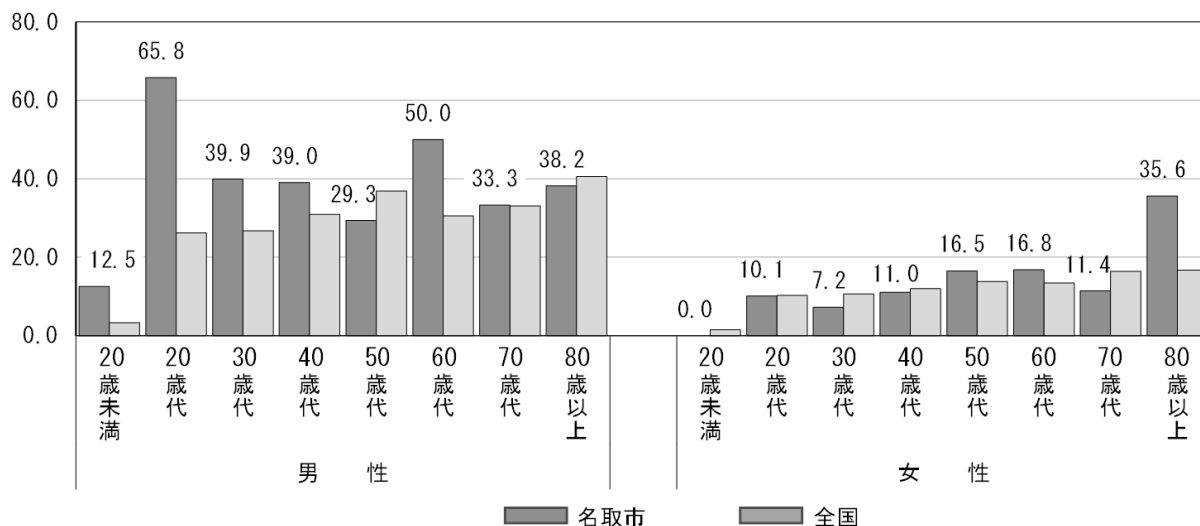
(2) 性別・年齢別の状況

平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）の性・年代別の自殺死亡率をみると、全体的に男性の自殺死亡率が高くなっています。

全国と比較すると男性では 20 歳未満・20 歳代～40 歳代・60 歳代、女性では 80 歳以上が特に高くなっています。

■ 図表 性別・年齢別の自殺死亡率（10 万人対）

(10 万人対) [平成 25 年（2013 年）～平成 29 年（2017 年）：平均値]



資料：地域自殺実態プロフィールより名取市作成

(3) 死因の状況

宮城県の死因に占める自死の状況を年齢階級別で見ると、平成 28 年（2016 年）においては、10 歳代から 30 歳代において自死が 1 位、40 歳代では 2 位となっており、全国と同様の傾向となっています。

前項の性別・年齢別の自殺死亡率の状況から、本市においても 20 歳代をはじめ、若い世代の死因として自死が上位にあるとみられます。

■ 図表 宮城県における年齢別死因・死亡者数〔平成 28 年（2016 年）〕

	1 位		2 位		3 位	
	死因	人数	死因	人数	死因	人数
10 歳代	自死	13	不慮の事故	5	悪性新生物他	2
20 歳代	自死	48	悪性新生物	12	不慮の事故	8
30 歳代	自死	63	悪性新生物	29	不慮の事故	22
40 歳代	悪性新生物	125	自死	84	心疾患（高血圧性除く）	57
50 歳代	悪性新生物	386	心疾患（高血圧性除く）	118	脳血管疾患	80

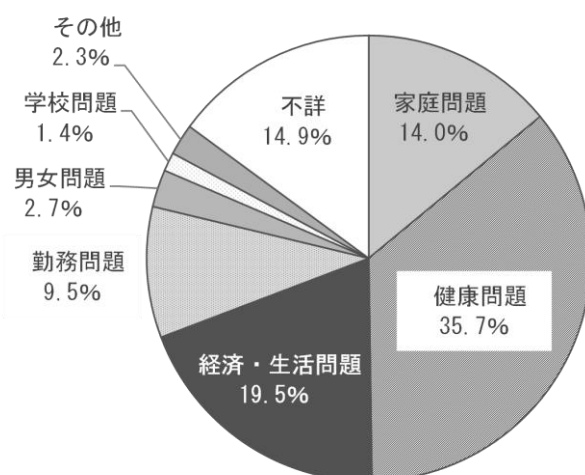
資料：宮城県「衛生統計年報」より名取市作成

(4) 自死の原因・動機

地域における自殺の基礎資料による、本市の平成 21 年（2009 年）以降の自死の原因・動機をみると、「健康問題」が最も多く、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」の順になっています。

■ 図表 自死の原因・動機（総数）

〔平成 21 年（2009 年）～平成 29 年（2017 年）：平均値〕



資料：警察庁 地域における自殺の基礎資料より名取市作成（各年 1～12 月値）

[(参考) 平成 21 年 (2009 年) ~平成 29 年 (2017 年) : 累計]

	1 位	2 位	3 位	4 位
項 目 件 数	健康問題 79 件	経済・生活問題 43 件	家庭問題 31 件	勤務問題 21 件
(参考) 細目 区分	病気の悩み・影響 (身体の病気、うつ病、 統合失調症、アルコール 依存症、(薬物乱用、 その他の精神疾患) 身体障害の悩み その他	倒産 事業不振 失業 就職失敗 生活苦 負債(多重債務・連帯保 証債務・その他) 借金の取り立て苦 自殺による保険金支給 その他	親子関係の不和 夫婦関係の不和 その他家族関係の不和 家族の死亡 家族の将来悲観 家族からのしつけ・叱責 子育ての悩み 被虐待 介護・看病疲れ その他	仕事の失敗 職場の人間関係 職場環境の変化 仕事疲れ その他

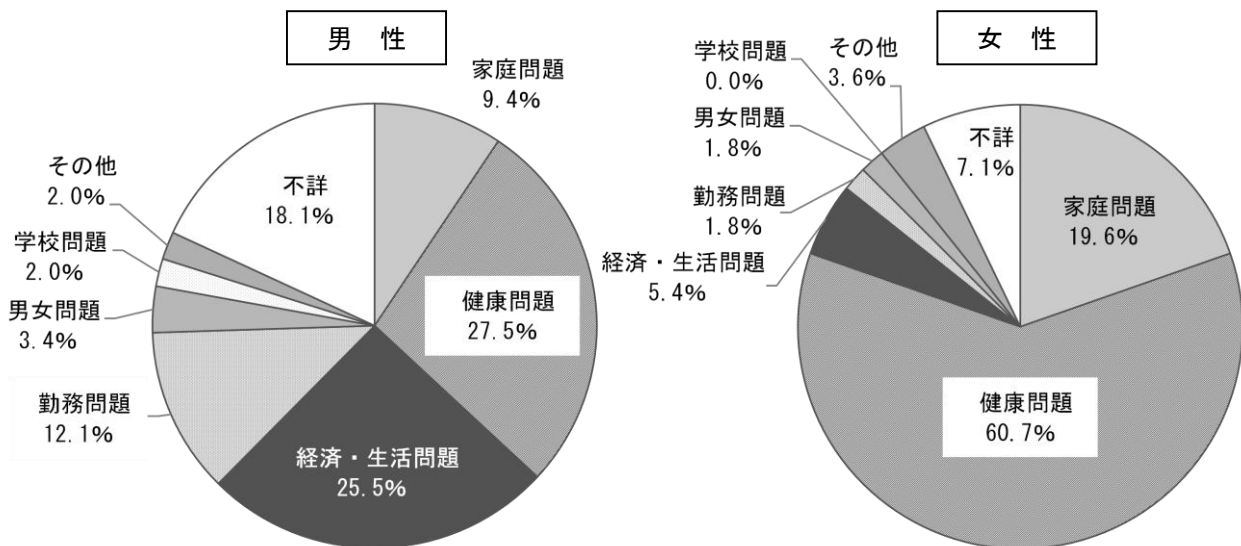
※原因・動機は複数回答であるため、件数として表します。

資料：警察庁 地域における自殺の基礎資料より名取市作成 (各年 1~12 月値)

また、平成 21 年 (2009 年) から平成 29 年 (2017 年) の自死の原因・動機を性別でみると、女性の原因の大半が「健康問題」、次いで「家庭問題」を挙げています。一方で、男性は「健康問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」、そして「家庭問題」など多岐に及んでいます。

■ 図表 自死の原因・動機 (男女別)

[平成 21 年 (2009 年) ~平成 29 年 (2017 年) : 平均値]



資料：警察庁 地域における自殺の基礎資料より名取市作成 (各年 1~12 月値)

(5) 地域自殺実態プロファイルの分析による自死の特徴

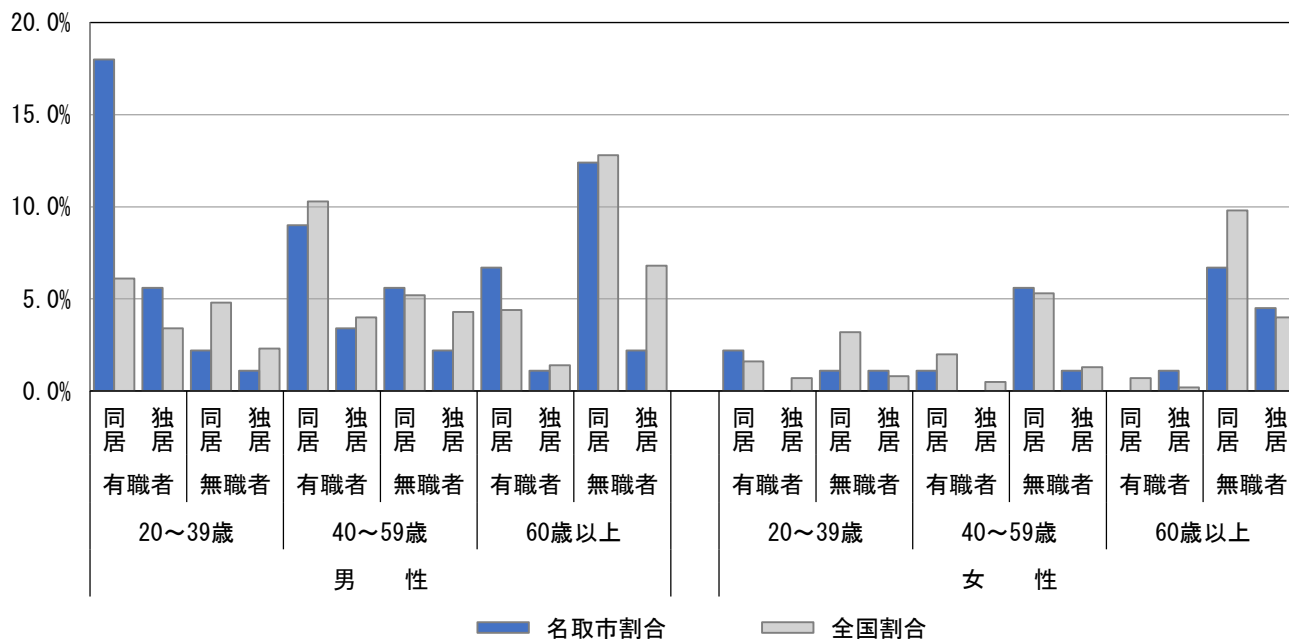
地域自殺実態プロファイルによる本市の主な自死の概要及び特徴をみると、男性の20～39歳有職同居の割合が特に高く、女性よりも男性の自死が多くみられます。

特に男性の20～39歳有職同居の危機経路は、全国的な傾向として、職場における人間関係の悩みや過労からうつ状態を経て自死に至ることが多いとされています。

また、男女ともに60歳以上の自死が上位に挙がっており、病苦や生活苦、介護疲れから自死に追い込まれていることが示されています。

■ 図表 地域の主な自死の概要及び特徴

[特別集計 平成25年(2013年)～平成29年(2017年)合計]



上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自死の危機経路 (全国的な傾向)
1位: 男性 20～39歳有職同居	16	18.0%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自死
2位: 男性 60歳以上無職同居	11	12.4%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自死
3位: 男性 40～59歳有職同居	8	9.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自死
4位: 男性 60歳以上有職同居	6	6.7%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自死/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自死
5位: 女性 60歳以上無職同居	6	6.7%	身体疾患→病苦→うつ状態→自死

※ 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※ 「背景にある主な自死の危機経路(全国的な傾向)」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に、厚生労働省・自殺総合対策推進センターにて分析したものであり、名取市特有のものではありません。

資料: 地域自殺実態プロファイルより名取市作成

(6) 有職者の自死の状況

有職者の自死の割合をみると、75.0%が「被雇用者・勤め人」となっています。

また、有職者の自死の割合を全国と比較すると「自営業・家族従業者」が、やや高くなっています。

■ 図表 有職者の自死の内訳

[特別集計 平成 25 年 (2013 年) ~平成 29 年 (2017 年) 合計]

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	11	25.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	33	75.0%	79.7%
合計	44	100.0%	100.0%

資料：地域自殺実態プロファイルより名取市作成

3 自死に対する基本認識

国の自殺総合対策大綱に基づき、自死対策に関わる行政機関や関係団体は、次の3つの点を基本認識として共有し、対策に取り組む必要があります。

① 自死の多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題であること

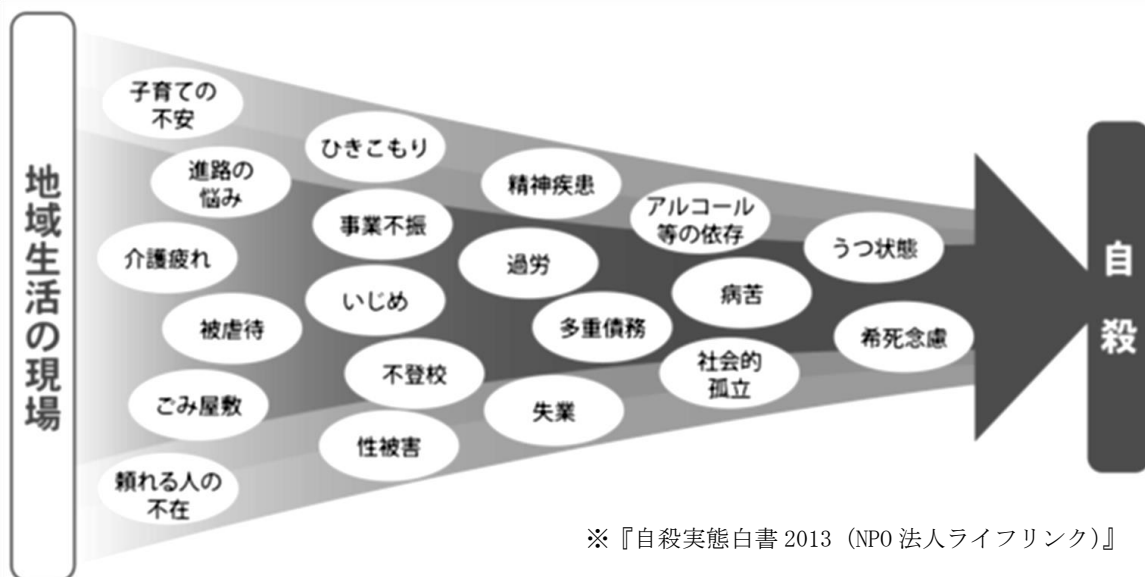
自死の背景には、病気の悩みなどの健康問題のほか、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な要因が複雑に関係しています。

自死に至る心理としては、生活現場の中で起きる様々な問題により追い詰められ、自死以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

自死は、その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるということを認識する必要があります。

■ 図表 自死の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自死は起きる。「平均 4 つの要因（問題）が連鎖する中で自死が起きている」とする調査※もある。



※『自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）』

資料：厚生労働省

② 年間の自死による死亡者数は減少傾向にあるが、全国的に非常事態は
いまだ続いており、継続して取り組むべき問題であること

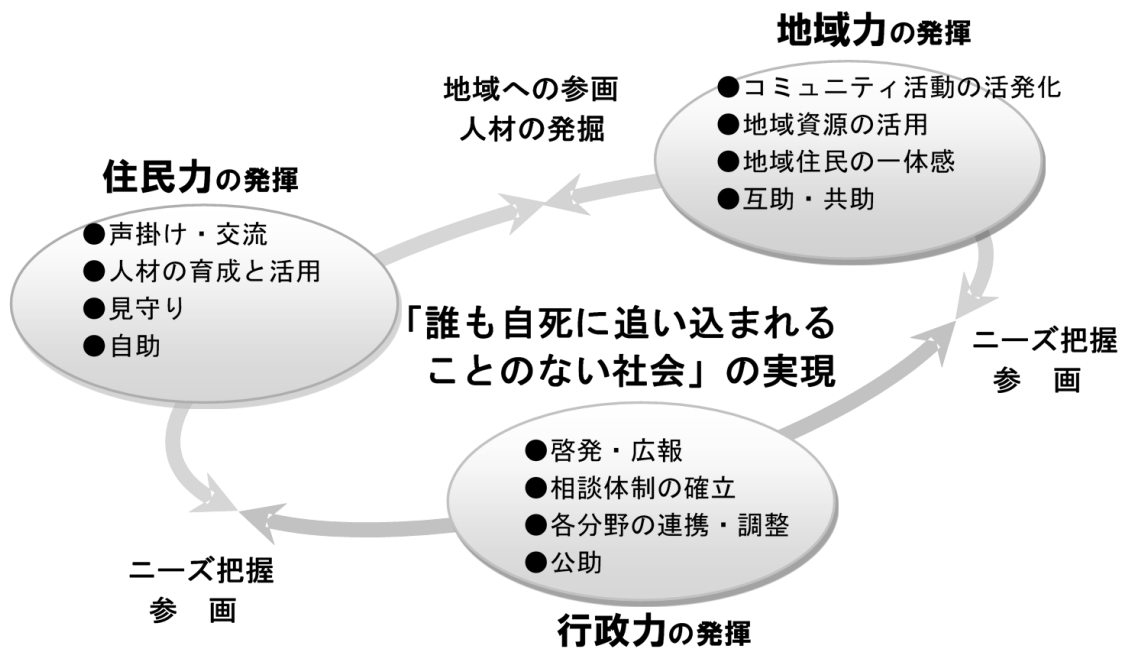
日本の自死による死亡者数は、平成 29 年（2017 年）は、21,321 人で、前年に比べ
576 人（2.6%）減少、平成 22 年（2010 年）以降、8 年連続の減少となっていますが、
いまだに 2 万人を超える状況にあり、非常事態は続いています。

本市においては、過去に高い年もあるものの減少傾向で推移していますが、年間お
よそ 10 人の方が自死に追い込まれていることを認識する必要があります。

③ 地域に応じた実践的な取組を推進する必要があること

自死対策に関わる行政機関や関係団体は、「誰も自死に追い込まれることのない地
域社会」の実現に向けて、地域と協働しながら、地域の状況に応じた実践的な取組を
推進するということを認識する必要があります。

■ 図表 地域と連携による自死対策の推進



4 自死の現状から見えた課題の整理

国から提供された本市の「地域自殺実態プロファイル」の分析によると、“子ども・若者”、“勤務・経営”、“高齢者”、“生活困窮者”を対象とした「生きる支援」が重要とされています。

また、本市では東日本大震災による生活環境の激変も、自死の発生に大きく影響することが懸念されています。このためこころのケアをはじめ、生活再建、健康維持、就労支援、地域コミュニティの再生、教育環境の整備等に取り組み、市民の生活がより安心して希望が持てるものになるよう、震災からの復興を着実に推進する必要があります。

(1) 子ども・若者に関連する課題

本市では年代別割合・全国比較の割合ともに、20～39歳の男性の自殺死亡率が特に高くなっており、子どもの頃から心身の健全な育成やこころのケア、相談支援の充実が求められています。

子ども・若者は、成長過程で社会や集団と自己との関係において様々な悩みを抱えることが多く、思春期には精神的な安定を失いやすくなることや、青年期に受けた心の傷は生涯にわたる影響が懸念されることなど、若年層の自死対策は人生を生き抜く土台作りとしても重要です。

また、出産後間もない時期の産婦については産後うつ予防等を図る観点から、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する必要があります。

※地域自殺実態プロファイルでは、「子ども・若者対策」の対象者を児童生徒、中高生、大学生、10歳代から30歳代の有職者と無職者、非正規雇用者等としています。

(2) 高齢者に関連する課題

高齢者については、全国に比べ60歳以上男性と80歳代女性の自殺率が高く、自死の原因・動機としては「健康問題」が上位に挙がっています。

今後ますます高齢化率が高くなることが予測されるほか、高齢夫婦世帯、高齢者単身世帯が増加していることを踏まえ、高齢者の自死を防ぐために、包括的な支援体制の構築に向けて関係機関と連携を図るとともに、高齢者を対象としたこころのケアや相談支援の充実、生きがいつくりなどの取組を推進していくことが重要と考えられます。

(3) 生活困窮者に関連する課題

地域自殺実態プロファイルによる無職者の自死の割合は60歳以上に多くみられ、また、地域の主な自死の特徴の中の主な自死の危機経路から、失業や退職による生活苦からリスクが高まることが懸念されます。

特に本市では、自死の原因・動機として「健康問題」に次いで「経済・生活問題」が挙げられていることから、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うことが必要と考えられます。

また、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、引きこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられるため、各方面からの支援を一体的かつ計画的に行うことが望まれます。

(4) 勤務・経営に関連する課題

性別・年齢別の自殺死亡率において男性の20歳代～40歳代が特に高くなっているほか、地域自殺実態プロファイルの結果からも男性の有職者の自殺率の割合が高い状況にあります。

こうした背景には、職場の人間関係や仕事の悩み、過労、うつ状態等、自死につながるリスクが重なっていることが考えられ、さらに失業した場合は、生活困窮へと陥り、リスクの増加へつながることが懸念されます。

そのため、過労死等の防止、長時間労働の是正、ハラスメント防止等、事業所の職場環境の改善に向けた啓発活動や従業員のメンタルヘルス対策について、国の働き方改革の諸施策等と連携を図りながら進める必要があります。

また、労働相談窓口や職能団体が行う労働者向けの相談会などについて市民へ周知を図りながら、安定した雇用・経営に向けて、経営者や労働者に向けた対策や支援を関係機関と連携して取り組むことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

**いつでも、どこでも、誰でも
一人ひとりの「こころ」に寄り添い、「いのち」をつなぐ、
支え合いの地域づくり**

自死の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しています。そのため、行政・団体・関係機関及び市民が協働し、市を挙げて自死の予防に取り組むことが必要です。

これらの考え方を踏まえ、本市においては本計画の基本理念を『いつでも、どこでも、誰でも 一人ひとりの「こころ」に寄り添い、「いのち」をつなぐ、支え合いの地域づくり』とし、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図りながら、行政・団体・関係機関及び市民が協働し、自死に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

また、国の自殺総合対策大綱には、自死対策の基本方針が示されています。本市では、市民に最も身近な行政機関として、自死の防止等に関する啓発の強化を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化する等、困りごとを抱えた人に対する支援の充実を図りながら、自死につながる可能性のある人を見逃さないための取組を進めます。

国の自殺総合対策大綱における基本指針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

2 計画の基本施策

本計画では、「生きる支援＝自死対策」と位置付け、地域、庁内、関係機関と連携しながら、「気づく」、「寄り添う」、「支え合う」、「つなぐ」行動を基本施策の柱とした取組を推進します。

基本施策1：一人ひとりが「気づく」ために

(普及啓発、人材育成)

- 自死の実態を明らかにし、自死のサインを見逃さないための教育、啓発活動等を通じて一人ひとりの気づきを促します。
- ゲートキーパーをはじめ、様々な分野で生きる支援に関わる人材の確保、育成及び資質の向上を図ります。

基本施策2：支援の必要な人に「寄り添う」、地域で「支え合う」ために

(当事者・支援者へのサポート)

- 支援が必要な人のこころのケアを中心に、相談機会の充実を図るなど、寄り添うための支援とともに、家庭や職場、学校等、地域の様々な場で支え合うための支援を強化します。
- 引きこもり、生活困窮、子どもの貧困、家庭内での虐待や暴力の被害等、様々な状況に応じた支援を行います。
- 支援する立場の方々へ、生きる支援策や相談窓口の情報等をわかりやすく発信するほか、家族や介護者が心身に負担を抱えることがないようサポートできる取組を推進します。

基本施策3：大切ないのちを「つなぐ」ために

(いのちのセーフティネット・ネットワーク)

- 地域全体の自死リスクの低下につながるよう、関係機関、団体等との連携を図るとともに、いのちをつなぐためのネットワークを強化します。

3 数値目標

自殺総合対策大綱では平成 38 年（2026 年）の自殺死亡率を、平成 27 年（2015 年）の 18.5 と比べ 30%以上減少させ、13.0 以下にすることとしています。

本市では、平成 27 年（2011 年～2015 年の 5 年間平均）の自殺者数 16.8 人、自殺死亡率（人口 10 万人当たり）22.6 を、平成 35 年（2019 年～2023 年の 5 年間平均）に 22%以上減少させ、自殺者数 13.1 人以下、自殺死亡率 17.6 以下となることを目標とし、各種事業・取組を推進します。

目標値を設定するにあたっては、平成 28・29 年（2016 年・2017 年）は本市の自殺死亡率は低かったものの、神戸市では阪神淡路大震災の 2～3 年後から自殺者数が急増し、その後も高い値が続いたとのデータもあり、今後も震災の影響について楽観はできないため、国の目標値に準じて目標値を以下のように設定します。

※目標値の設定にあたっては、近年の本市の自殺者数及び自殺死亡率の推移状況から、各年で大きく変動することを踏まえ、本計画に基づく自死対策の継続的な取組により、期間における自殺者数、自殺死亡率の平均値を減少することとします。

<参考>名取市の自殺者数・自殺死亡率の推移（厚生労働省の「人口動態統計」の値）

年	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	5 年間の 平均値
自殺者数 (人)	14	7	20	21	22	16.8
自殺死亡率 (10 万人対)	9.6	9.7	27.1	27.8	28.7	22.6

※自殺死亡率は、厚生労働省の「人口動態統計」の値を採用します。

◎ 数値目標

指 標 名	基 準 値 平成 27 年 [2011 年～2015 年] (平均値)	目 標 値 平成 35 年 [2019 年～2023 年] (平均値)	参 考 平成 38 年 [2022 年～2026 年] (平均値)
自殺者数 (人)	16.8	13.1 以下	11.7 以下
自殺死亡率(10 万人対)	22.6	17.6 以下	15.8 以下
基準値に対する比率	—	-22%	-30%

※数値目標の基準値は、厚生労働省の「人口動態統計」の値より設定しています。

4 重点施策

前項の「自死の現状から見えた課題の整理」で挙げた「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」については、重点施策としてネットワークの強化や人材育成に取り組むことにより、包括的な生きるための支援を推進していきます。

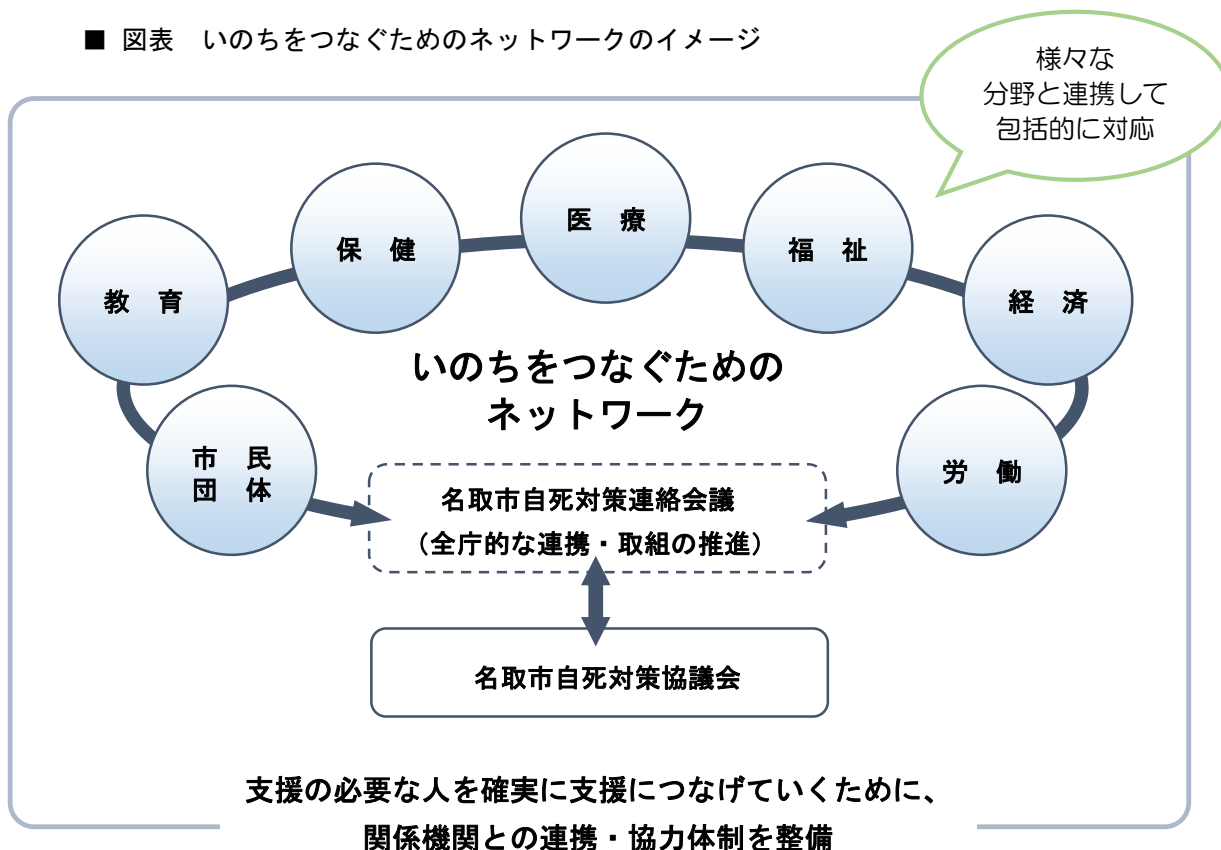
重点施策1：いのちをつなぐためのネットワークの強化

自死対策を推進するうえでの基盤整備となる重要な取組は、地域におけるネットワークの強化です。自死は多様な要因が複雑に関係していることから、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組の推進が不可欠です。

これまでも各分野において、様々な取組が実施されてきたと考えられますが、その取組を個々に実施するのではなく、それぞれを連携させて実施していく必要があります。

このような包括的な取組を推進し、支援の必要な人を確実に支援につなげていくために、関係機関との連携・協力体制を整備します。

■ 図表 いのちをつなぐためのネットワークのイメージ



① 全庁的な連携・取組の推進

市民に最も身近な基礎自治体として、市民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等をはじめとして、地域の特性に応じた自死対策を推進していく中心的な役割を担うことが市町村に求められています。

そのため、名取市自死対策連絡会議の開催を通じて、庁内における情報共有を図り、庁内の各部署と連携して、総合的かつ効果的に自死対策を推進します。

② 関係機関との連携・協力体制の整備

医療・福祉・教育・経済・労働の関係機関及び地域の団体で構成される名取市自死対策協議会は、本市の自死対策推進の中核組織として、自死対策に係る計画の進捗状況の検証などを行うとともに、関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的な問題に関する具体的な対応策を協議します。

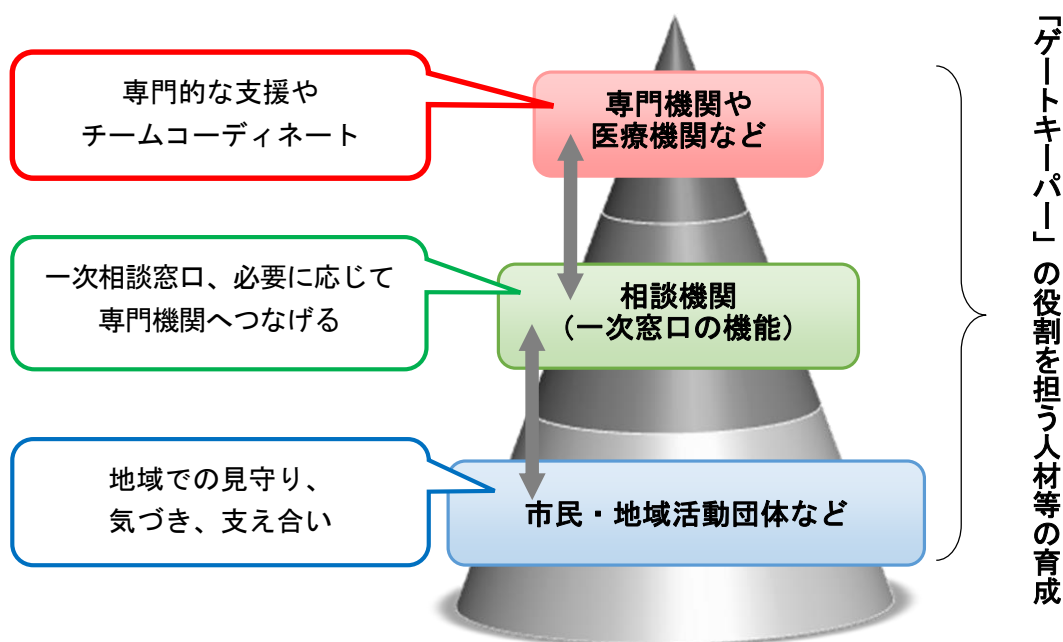
実施施策等	担当課	評価指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
名取市自死対策連絡会議	保健センター	開催回数	—	年間1回
名取市自死対策協議会	保健センター	開催回数	—	年間1回

重点施策2：生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上

地域のネットワークは、それを担い支える人材がいて、初めて機能するものです。「自らの命を絶つことを考えてしまうような状況」に追い込まれても、自ら相談することができない人に対しては、自死の危険を示すサインに早い段階で気づき、声をかけ、相談や支援へつなぐことができる人が身近に増えることが重要です。

そのため、市民一人ひとりが自死を身近な問題として認識し、様々な生きづらさを抱えた方が、孤立することなく、地域で自死の危険を示すサインに早い段階で気づき、声をかけ、必要な支援へつなぐことができるよう、市民の理解促進を図りながら、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の育成に努めます。

■ 図表 支援をつなぐための役割・「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の育成



① 市民向けゲートキーパー研修

ゲートキーパーは、保健・医療・福祉・教育・経済・労働など様々な分野に関する問題を抱えて悩んでいる方に“気づき”、“声をかけ”、“話を聞いて”、“必要な支援につなぎ”、“見守る”役割を担います。地域で日頃から支え手や見守り活動を担っている地域のリーダー的人材を中心にゲートキーパー研修を実施します。

② 相談・支援者向けゲートキーパー研修

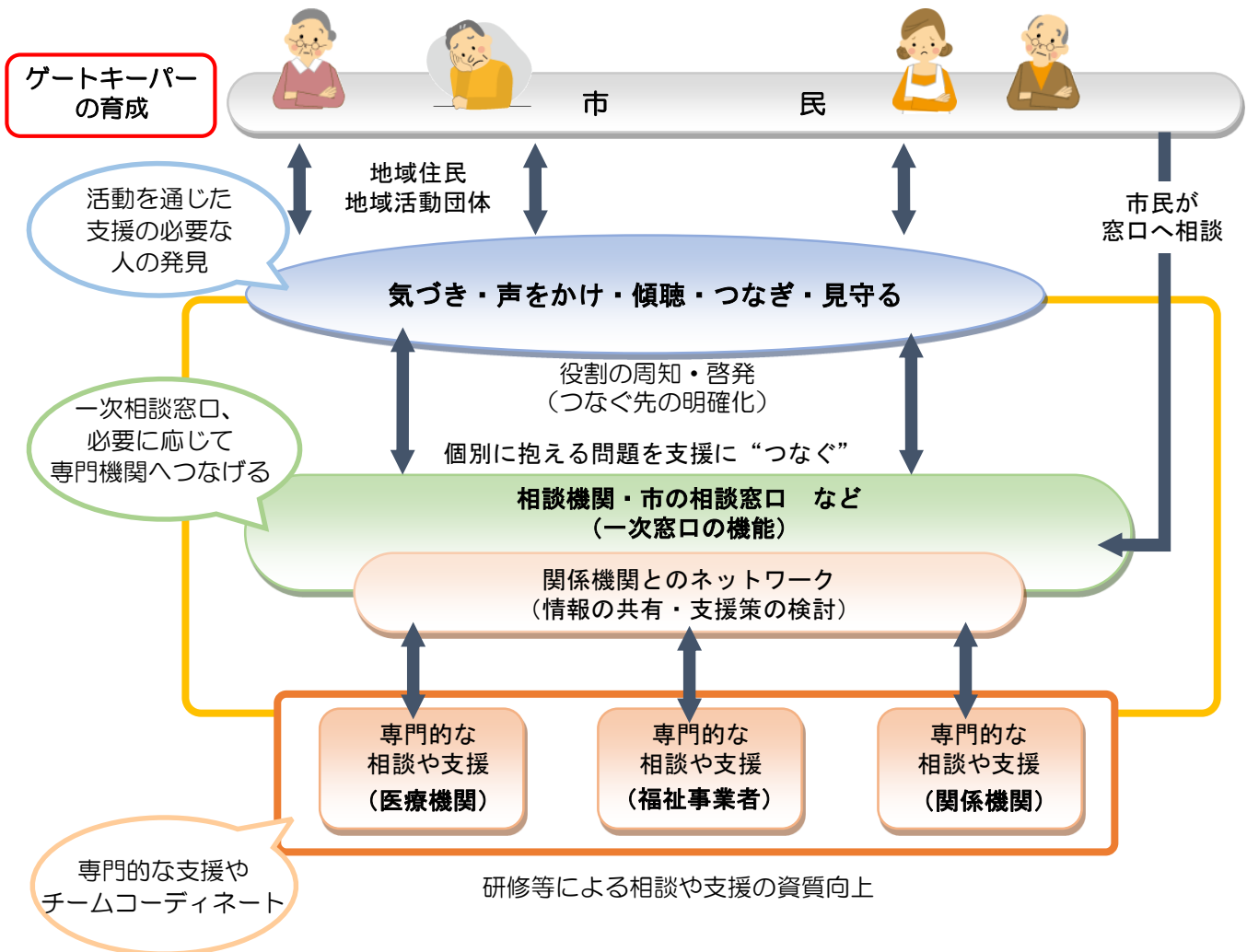
保健・医療・福祉・経済・労働など様々な相談機関や支援に携わる職種に対し、ゲートキーパー研修を実施するとともに、傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて研修を実施することで相談対応と連携のスキルアップを図ります。

③ 市職員向けゲートキーパー研修

窓口における各種相談対応や様々な業務の機会に、自死のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援につなげるための知識や専門機関へのつなぎ方等を学ぶ職員研修を実施します。

実施施策等	担当課	評価指標	現状値 (2017年度)	目標値 (2023年度)
ゲートキーパー研修の開催	保健センター・総務課	開催回数	1回	年3回

■ 図表 身近な気づきを相談・支援につなげるイメージ



重点施策3：子ども・若者のこころの健康づくりの推進

子どもの頃から学校等における SOS の出し方に関する教育や、こころのケアや相談支援の充実のほか、保健・医療・福祉・教育・労働の分野の関係機関と連携し支援をしていくことが重要です。

子どもや若者が、様々な困難やストレスに直面した際に、ひとりで抱え込むことなく、学校や家庭、地域の大人へつながるよう、地域の住民や支援者の人材育成や相談支援体制を強化するとともに、こころに不安や悩みを抱えたときの相談先などの周知を強化します。

また、子ども自身が幼児期から自己肯定感を育むことができる環境づくりを進めるためにも、母の妊娠期からの継続した支援体制を整備していきます。

① 子どもを支える人材の育成

身近な大人との関わり、世代間交流など、子ども達を取り巻く様々な機会を通して、子どもの心・体・学習の健やかな育成につなげていきます。

そのために周囲の大人が様々な変化に気づくことができるよう、自死予防を目的とした人材の育成に取り組みます。

② 相談支援体制の強化

不登校や引きこもり、強い不安等の問題及び様々な困難を抱える子どもや若者の早期発見と適切な支援が行えるよう、教育・保健・医療・福祉の関係機関が連携し、包括的・継続的に取り組めるよう体制の強化に努めます。

③ 相談先の周知

子どもや若者と日頃から接する機会のある地域の関係者や保護者に対し、「SOS の出し方に関する教育」の内容を含んだ啓発リーフレットを配布するなど、相談先情報の周知に努め、早期に支援につなげられる体制づくりを進めます。

④ 母子保健活動の充実

妊娠期から出産、新生児期及び乳幼児期の健康の保持、増進のために、母子の心身の状況に寄り添い、切れ目ない取組を推進します。

特に妊娠中は様々な要因により精神的に不安定になったり、出産後も子育てにおける身体的、精神的負担により孤独感を感じることもあるため、生後 4 か月以内に乳児家庭訪問事業を実施します。産後うつ質問票を用いて、母親の産後うつのリスクや育児ストレス等を早期に把握し、様々な不安感や孤独感を軽減すると同時に、子どもの健康に関する必要な情報提供を行います。

実施施策等	担当課	評価指標	現状値 (2017 年度)	目標値 (2023 年度)
乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	実施率	98.7%	向上

第4章 生きる支援に向けた具体的な取組

施策体系

基本施策1：一人ひとりが「気づく」ために

- 1-1：市民一人ひとりの気づきの促進
 - ① こころの健康づくり・生きる支援についての普及啓発
 - ② 子ども・若者のこころの健康づくりの推進（重点施策3）
- 1-2：生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上（重点施策2）
 - ① 住民向けゲートキーパー研修
 - ② 相談・支援者向けゲートキーパー研修
 - ③ 市職員向けゲートキーパー研修

基本施策2：支援の必要な人に「寄り添う」、地域で「支え合う」ために

- 2-1：相談機会の充実
 - ① 相談窓口の充実
 - ② 相談窓口・情報等のわかりやすい発信
- 2-2：状況に応じた切れ目のない支援体制の強化
 - ① 状況に応じた支援体制の構築
 - ② 職場等におけるこころのケアの推進
 - ③ 様々な生きづらさを抱えた人への支援
- 2-3：家族や介護者への支援

基本施策3：大切ないのちを「つなぐ」ために

- 3-1：地域における見守り・支え合いの推進
- 3-2：いのちをつなぐためのネットワークの強化（重点施策1）
 - ① 全庁的な連携・取組の推進
 - ② 関係機関との連携・協力体制の整備

基本施策 1 : 一人ひとりが「気づく」ために

- 1-1 : 市民一人ひとりの気づきの促進
 - ① こころの健康づくり・生きる支援についての普及啓発
 - ② 子ども・若者のこころの健康づくりの推進（重点施策 3）
- 1-2 : 生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上（重点施策 2）
 - ① 住民向けゲートキーパー研修
 - ② 相談・支援者向けゲートキーパー研修
 - ③ 市職員向けゲートキーパー研修

1-1 : 市民一人ひとりの気づきの促進

自死に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、追い込まれている人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深めることも含め、こころに悩みや不安、困りごとなどの「危機」を抱えたときには誰かに援助を求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

また、自分の周りにはいるかもしれない自死を考えている人の存在やサインを見逃さないよう、教育、啓発活動等を通じて一人ひとりの気づきを促します。

① こころの健康づくり・生きる支援についての普及啓発

様々な機会を活用して、こころの健康づくりの正しい知識やストレス対処法、様々な相談窓口について市広報紙・ホームページ（SNS を含む）による啓発やリーフレット等を通じて、自死予防に関する様々な情報提供、普及・啓発を行います。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動（強化）	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、ポスターの掲示、市広報紙・ホームページ（SNS を含む）・エフエムなとり等を活用し、普及啓発を実施します。 また、自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、図書館において特設コーナーを設置し、啓発をします。	保健センター 総務課 生涯学習課 （図書館）
こころの健康・自死予防に関するリーフレットなどの配布（新規）	市民一人ひとりがこころの健康や自死予防対策の基本認識を理解できるよう、様々な機会を捉えてリーフレットなどを配布します。	保健センター

（新規）：新たに実施する取組

（強化）：今後強化していく取組

② 子ども・若者のこころの健康づくりの推進（重点施策3）

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
若者メンタル相談	不登校や引きこもり、不眠・強い不安等を抱える 30歳代までを対象に、児童精神科医による相談を実施します。様々な困難や生きにくさを抱えている方とその家族の相談に応じるとともに関係機関と連携し、包括的、継続的に支援します。	保健センター
メンタル相談（強化）	子ども・若者の抱えるこころの問題を把握し、相談や家庭訪問を通じて、包括的、継続的な支援の機会とします。精神保健福祉士、臨床心理士による相談を拡充します。	保健センター
健康相談・家庭訪問（強化）	相談や家庭訪問を通じて、包括的、継続的な支援の機会とします。保健師の相談に加えて、多職種と協働して相談を拡充します。	保健センター
スクールソーシャルワーカー等活用事業	様々な問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりすることによって、解決を図ります。	学校教育課
カウンセリング事業（スクールカウンセラー・訪問指導員の支援）	スクールカウンセラーや訪問指導員が、児童生徒の家庭の状況に配慮しながら、不登校対策や課題解決へ取り組みます。	学校教育課
家庭児童相談	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童の福祉に関する相談を行います。	こども支援課
青少年相談	保護者が抱えている子どもに関する悩み事について、名取市青少年相談員が相談に応じ助言・支援を行います。また、子どもの人権 110 番やいじめ 110 番、チャイルドラインなど、子どもが直接相談できる機会の普及・啓発に取り組みます。	こども支援課
母子健康手帳交付 妊婦相談 妊婦乳幼児健康診査受診票交付	妊婦に対する保健指導の際に、精神科受診歴やカウンセリング歴を把握するとともに、支援が必要な方については妊娠中から切れ目ない支援を行います。	保健センター
乳児家庭全戸訪問（強化） 乳幼児健康診査	産婦・新生児を対象に生後 4 か月までに全戸訪問を実施し、産後うつ質問票を用いて母親の産後うつのリスクや育児ストレス等早期に把握し、関係機関で連携して自死予防につなげます。手厚い支援が必要な方においては、母と子の支援検討会を開催し、関係機関と協働しながら対応します。	保健センター

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
1歳8か月児健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳6か月児健康診査 心理相談	健診を通じて疾病予防の視点だけでなく、乳幼児の生活環境等にも着目し、虐待予防等様々な視点から、課題を捉えます。同様に自死リスクに対しては、専門職が保護者の相談に応じ、必要な助言や支援を提供することで、自死リスクを高める要因を軽減させ、必要時には関係機関へつなぎます。	保健センター

1-2：生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上（重点施策2）

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、地域住民や相談員、支援者、市職員など、多くの人々が早期に自死のサインに気づき、声をかけ、専門的な相談や支援へとつなぐことができるよう、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の確保、育成、資質の向上を図ります。

- ① 住民向けゲートキーパー研修
- ② 相談・支援者向けゲートキーパー研修
- ③ 市職員向けゲートキーパー研修

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
名取市ボランティア連絡会・地区福祉委員会	各種ボランティア活動に参加している方々をいざというときに適切な相談窓口につなぐ役として協力を促し、地域の自死対策（生きる支援）に関わる人材として確保に努めます。（名取市社会福祉協議会）	社会福祉課
名取市食生活改善推進員 名取市健康づくり運動 サポーターの会	養成講座の際に自身がゲートキーパーの役割を担うことができるよう、研修内容の充実を図るほか、健康づくりを目的とした各種活動を通じて、自死に関する正しい知識の普及啓発や適切な相談、支援につなげます。	保健センター
認知症サポーター	認知症の方及びその家族を地域で見守る人材として、高齢者やその家族の抱える問題に対応し、必要に応じて相談や支援へつなぎます。	介護長寿課
介護予防サポーター	介護予防活動を通じて、高齢者等の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図るとともに高齢者の抱える問題に対応し、必要に応じて相談や支援につなげます。	介護長寿課
高齢者ふれあいサロン事業関係者	社会参加や生きがい対策として老人クラブ等の活動に対する支援を行うほか、高齢者ふれあいサロン等を通じて、市民の健康増進を図ります。	介護長寿課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
母子保健ボランティア	乳幼児健診や健康相談等の場で母子の見守りをしていく中で、必要に応じて相談や支援へつなぎます。また、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自死リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるよう検討します。	保健センター
青少年健全育成関係者	青少年健全育成に携わる関係者を対象に年 1 回研修を開催し、指導者の資質向上を図ります。	こども支援課
経営者等に対する相談支援	経営者等に対し、資金の融資の際、何らかの困難な状況に陥っていることが確認された場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	商工観光課
民生委員・児童委員	地域の身近な窓口として、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなぐ役として、研修を通し資質向上を図ります。（名取市社会福祉協議会）	社会福祉課
保護司	犯罪者への更生サポートを通じて、対象者が様々な問題を抱えている場合には、適切な支援先へつなぎます。（名取岩沼地区保護司会）	社会福祉課
高齢者の総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談窓口としての周知を図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じるほか、認知症や介護、うつ等に関する相談を実施し、適切な支援につなげます。	介護長寿課
利用者支援事業	窓口において、保育所利用など各種相談を受ける際に子育てコーディネーターは、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ることに努めます。	こども支援課
家庭児童相談	家庭児童相談員を配置し、家庭における児童に関する相談を行い、適切な支援につなぎます。	こども支援課
子育て世代包括支援センター事業	地域の妊産婦や子どもの健康を見守るサポーター役または相談役として、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対する総合的な相談支援等を通じて適切な相談や支援につなげます。	保健センター
児童センター	利用者（保護者）からの相談を受ける際に、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ることに努めます。また、いじめ等による問題の把握と関係機関への連携を図ります。	こども支援課
保育所運営	利用者（保護者）からの相談を受ける際に、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ることに努めます。	こども支援課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
滞納者等の情報収集 (市税徴収業務、学校給食費徴収業務、水道料金徴収業務、市営住宅家賃徴収業務、その他債権貸付業務)	市税、学校給食費、水道料金、公営住宅の家賃等の滞納に関する相談を通して、必要な配慮を行いながら、適切な相談窓口や支援につなぎます。	税務課 学校教育課 水道事業所 都市計画課
生活困窮者自立相談支援員	生活困窮者へのアセスメントや相談支援を適切に行うことができる人材の配置・育成に努めます。	社会福祉課
身体・知的障がい者相談員	身体・知的障がい者の日常生活の悩みについて相談を受け、必要に応じて適切な支援先へつなぎます。	社会福祉課
国民健康保険保健指導事業	訪問や来所による保健指導を通じて、生活や心身の健康面等で不安や問題に関わり、専門的な相談や支援へつなぐ役割を担います。	保健センター 保険年金課
ホームレスの確認	パトロール等の際、道路や公園等に居住するホームレスを確認した際には事情を聴取し、適宜相談窓口を紹介するとともに速やかに関係機関に報告します。	土木課 都市計画課

基本施策 2 : 支援の必要な人に「寄り添う」、地域で「支え合う」ために

- 2-1 : 相談機会の充実
 - ① 相談窓口の充実
 - ② 相談窓口・情報等のわかりやすい発信
- 2-2 : 状況に応じた切れ目のない支援体制の強化
 - ① 状況に応じた支援体制の構築
 - ② 職場等におけるこころのケアの推進
 - ③ 様々な生きづらさを抱えた人への支援
- 2-3 : 家族や介護者への支援

2-1 : 相談機会の充実

様々な理由で「生きづらさ」を抱えた人が支援につながるよう、身近な地域の相談窓口が相談しやすいものになるよう体制の充実を図ります。

また、支援が必要となる人に状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、関連する支援内容や相談窓口の周知、対応力向上と適切な支援につながるよう努めます。

さらに、個人が抱える様々な問題の解決のため自死対策の視点も加えて個別支援の充実を図ります。

① 相談窓口の充実

庁内の様々な相談窓口が自死対策の一翼を担っているという意識の共有を図り、相互の連携を強化するために、自死の危険を示すサインやこころに悩みを抱える人への「気づき」や、相談対応力向上など、相談窓口の充実を図ります。

また、多様な相談窓口からの連絡を元に、相談員による相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して生活できるための支援につなげます。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
総合案内関連業務	来庁者への対応に関する業務の中で必要に応じて相談窓口の案内を行います。	市民課
滞納者納税相談	市税の滞納者への納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じるとともに、関連する相談や支援に対応できるよう連携を図ります。	税務課
公害・環境関係の苦情相談	苦情相談を通じて有益な情報の収集に努めていくとともに、支援につなぐための必要な相談窓口を紹介します。	クリーン対策課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
保護者からの相談	保護者と学校の橋渡し役を担い、相談内容により訪れた保護者にリーフレットを配布するなど、市民に対する啓発の手助けをするほか、関連する相談支援との連携を図ります。	学校教育課
民生委員等による困りごと相談	民生委員・児童委員、主任児童委員による困りごとへの相談を通じて適切な支援や行政窓口につなぎます。 (名取市社会福祉協議会)	社会福祉課
障がい者の総合相談	一人ひとりの能力や適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、適切な医療の提供や障がい特性を踏まえた問題の把握とともに、本人の選択に基づき適切なサービスが提供されるよう相談、サービス等利用計画の作成、見直しを行います。	社会福祉課
高齢者の総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、相談窓口としての周知を図るとともに、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じるほか、認知症や介護、うつ等に関する相談を実施し、適切な支援につなげます。	介護長寿課
生活困窮者総合相談	生活困窮者の抱えている問題を把握し、ニーズに応じた各種相談が行われるよう、関係機関と連携を図り、暮らしや仕事など生活面で困っている人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、個別支援を提供します。	社会福祉課
市民生活相談 (法律相談・消費生活相談・行政相談・人権相談・司法書士による無料相談・行政書士による無料相談)	法律相談、消費生活相談、行政相談、人権相談、司法書士、行政書士による無料相談といった専門職による各種相談事業を定期的で開催します。また、毎月広報なとりへ掲載し、相談窓口の周知を図ります。	防災安全課
子育て相談	子育て中の保護者などへの相談支援を通じて、「子育ての悩み」が自死リスクにつながることをないよう、早期の支援開始に努めます。	こども支援課 保健センター
家庭児童相談	家庭児童相談を通じて、自死リスクにつながるような問題の把握とともに、必要な支援につなぐために関係機関と連携を図ります。	こども支援課
妊婦相談	妊娠初期に面接を行うことで、支援が必要な対象者を把握し、妊娠中からの切れ目のない支援を行います。また、産後うつ等のリスクや育児ストレス等早期に把握することで、関係機関で連携して自死予防につなげます。	保健センター
健康相談 こころの相談	専門職によるこころとからだの健康相談を併せて実施することで、自死予防の啓発や相談を通じた健康問題に起因する課題の解決、自死リスクの低減を図ります。	保健センター

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
栄養・歯科に関する相談	食事や歯に関する悩みに対する相談を通じて、健康づくりを推進するとともに、健康問題に起因する課題の解決、自死リスクの低減を図ります。	保健センター
幼児発達相談 ことばの相談	子どもの発育発達状況及び親の育児の状況や生活状況の把握とともに、課題に対する早期の支援に努めます。	保健センター
若者メンタル相談	不登校や引きこもり、不眠・強い不安等を抱える 30 歳代までを対象に、児童精神科医による相談を実施します。様々な困難や生きにくさを抱えている方とその家族の相談に応じるとともに関係機関と連携し、包括的、継続的に支援します。	保健センター
メンタル相談 (強化)	相談や家庭訪問を通じて、包括的、継続的な支援の機会とします。精神保健福祉士、臨床心理士による相談を拡充します。	保健センター
定例青少年相談	友人関係、学校、家庭生活等で悩みを持つ市内各小中学校の児童・生徒、保護者を対象に相談事業を実施し、課題解決と未然防止を図ります。	こども支援課
DV 相談	配偶者など親密な関係にある人からふるわれた様々な暴力についての相談窓口を紹介し適切な支援につなげます。	こども支援課
市民からのメールによる 問い合わせ	ホームページからのアクセスで様々なメールの問い合わせに応じ、生活課題に対する早期支援につなげます。	総務課

② 相談窓口・情報等のわかりやすい発信

庁内窓口や関係機関にリーフレット等を設置し、各種申請、手続きのために訪れる方々に対し、相談窓口の周知を図るほか、様々な機会を利用して自死予防につながる様々な情報をわかりやすく発信します。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
市民便利帳・住民ガイド ブックの発行	各種相談窓口のほか、「いのちの電話」などのコールセンターの連絡先を掲載し、相談窓口の周知を図ります。	総務課
市広報（SNS を含む）・ なとらじによる各種相談 の周知	市広報（SNS を含む）・なとらじを通じて、こころの健康づくり、自死に関する正しい理解を促すとともに、各種相談窓口を周知することで早期に相談や支援につながるよう支援します。	総務課 各担当課
保健事業案内 (年 1 回全世帯配布)	各年度の保健事業を発信し、生きる支援に関する情報の周知を図り、利用促進につなげます。	保健センター

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
医療・介護サービスマップ (年1回全世帯配布)	在宅医療・介護連携推進事業の一環として医療・介護サービスマップに保健事業案内を併せて掲載し、生きる支援に関する情報を発信します。	介護長寿課
認知症支援ガイドブック	認知症の人や家族・周囲の方々にも安心して地域で暮らすことができるよう、認知症という病気の説明や対応、相談先、利用できる制度等を紹介します。	介護長寿課
子ども子育てガイド	なとりっこ、eなとりっこ、こども子育てガイドを配布し、子育て家庭の親が心身に抱える困りごとを早期に相談や支援につなげます。	こども支援課
防災対策事業 (名取市民防災マニュアル及び地区別防災マニュアルを作成し全戸配布)	全戸配布する名取市民防災マニュアル及び地区別防災マニュアルへ、相談窓口の情報の掲載について検討します。	防災安全課

2-2：状況に応じた切れ目のない支援体制の強化

自死を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の人々や組織が密接に連携する必要があります。

そのため、相談支援や既存の事業を通じて、支援の必要な対象を発見するとともに、「生きることへの促進要因」への支援という観点から、引きこもり、生活困窮、子どもの貧困、家庭内での虐待や暴力の被害等、家庭や職場、学校等、地域の様々な場で寄り添い、支え合うための支援を強化します。

① 状況に応じた支援体制の構築

それぞれの分野で行われる相談支援のほか、関係機関と連携し、対象者一人ひとりの困りごとに合わせた支援をします。伴走支援、寄り添い支援を基本とした支援体制を構築します。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
障がい者等地域づくり協議会	相談支援を中心とするネットワークにより、支援の必要な対象への包括的、継続的なケアができるよう努めます。	社会福祉課
障がい者虐待防止連携協議会	障がい者に関する情報共有を図り、障がい者の虐待防止や対策の充実を目指します。今後は、障がい者の自死の危機等に関する情報共有にも努めます。	社会福祉課
要保護児童対策地域協議会	特定妊婦、要保護児童に関する情報共有を図り、自死の危機等に関する情報共有にも努めます。	こども支援課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
名取市青少年問題協議会	青少年に関する情報共有を図り、各地区の青少年健全育成事業の充実を促しながら、青少年の自死の危機等に関する情報共有にも努めます。	こども支援課
子育て支援ネットワーク委員会	イベントの開催や子育てガイドの発行により、妊娠から出産・子育てを応援していく相談窓口と他職種や地域と連携しながら妊娠期からの子育て支援を行います。	こども支援課
保育所運営	利用者（保護者）からの相談を受ける際に、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ることに努めます。	こども支援課
児童センター	利用者（保護者）からの相談を受ける際に、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ることに努めます。また、いじめ等による問題の把握と関係機関への連携を図ります。	こども支援課
地域ケア会議	地域包括支援センターが中心となって支援困難事例等の検討を通じ実態把握を行い、関係機関・団体とネットワークの構築を図ります。今後は、地域の高齢者が抱える問題や自死リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有することで、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携強化や、地域資源の連動につなげていきます。	介護長寿課
多職種連携研修会	高齢者支援に関わる様々な職種が事例検討などを通して顔の見える関係づくりの支援体制を強化するとともに、介護と医療、福祉のネットワークの構築を推進します。	介護長寿課
精神保健医療福祉連絡会議	精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の関係者が課題を共有し支援体制を構築します。	保健センター 社会福祉課
乳児訪問ケース会議	乳児訪問において特に個別的な対応が必要と認められる家庭については、関係者によるケース会議を開催し、その結果を踏まえて適切な支援につなげます。	保健センター

② 職場等におけるこころのケアの推進

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、事業所の職場環境の改善に向けた啓発活動や、従業員のメンタルヘルス対策に向けた支援や取組が求められます。労働相談窓口や職能団体が行う労働者向けの相談会などについて、周知を図る必要があります。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
様々なハラスメントに関する普及啓発	市広報等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解促進・普及啓発を行います。	男女共同・市民参画推進室
雇用に関する記事の掲載	労働問題、過重労働等に関する記事を掲載することで間接的に「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づくメンタルヘルスケアの普及に努めます。	商工観光課

③ 様々な生きづらさを抱えた人への支援

生活困窮や障がい、子育て、介護による生活・福祉課題のほか、家庭内での問題、暴力や虐待等により、様々な生きづらさを抱えた人が自死につながることはないよう、早期に気づき、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階で解決できるよう、状況に応じた適切な支援につなげていきます。

ア 生活困窮者

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
生活福祉資金貸付	低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、経済的自立、生活の安定を目的とした生活福祉資金の貸付を行います。（名取市社会福祉協議会）	社会福祉課
生活保護	生活に困窮している方に対し、生活保護法による保護を実施し、適切な対応に努め、訪問計画により生活状況等を確認し、個別支援につなぎます。	社会福祉課
生活困窮者自立支援	生活に困窮している方からの就労、その他自立の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生活困窮者の自立の促進を図るための支援を行います。	社会福祉課

イ 障がいのある人（精神保健を除く）

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
特別障害者手当 障害児福祉手当	手当の支給に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用し、自死リスクにつながるような問題の把握に努めます。	社会福祉課
障害児者自立支援事業 （サービス計画作成・相談）	福祉サービスを利用するための計画を作成します。現在はセルフプランでの利用も多いため、相談の機会を設けます。	社会福祉課
聴覚障害者情報交流会 （みみサポサロン）	障がい者及び家族を対象に、障がいの態様別に講習会を開催しています。今後は実施団体と協議を行い、自死の問題を取り上げるなど、市民に対する啓発の機会として活用します。（宮城県聴覚障害者情報センター）	社会福祉課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
成年後見制度利用支援	権利擁護のための情報提供や相談等を通じて、自死のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会とします。	社会福祉課
タクシー・ガソリン券・イクスカチャージ券の交付	移動支援と社会参加の一助としてタクシー・ガソリン券・イクスカチャージ券を交付する際、障がい者向けの相談機関の窓口一覧等のリーフレットを合わせて交付するなど、相談先情報等の周知の機会として活用を検討します。	社会福祉課
日常生活用具給付事業	日常生活用具給付の申請時の聞き取りなどで、問題を抱えている場合には、包括的な支援へとつなげる機会とします。	社会福祉課
地域生活支援事業	訪問入浴事業、移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業。 地域における自立した日常生活及び社会生活を営むことができるための支援を通じ、問題を抱えている場合には、適切な窓口等、必要な支援につながります。	社会福祉課
ひとり暮らし等老人緊急通報システム（障害者）	ひとり暮らしの障がい者が緊急時に連絡できる機器を貸与し、安心して生活できる環境を整備します。定期的に対象者の状況を把握し、必要に応じて相談や支援につながります。	社会福祉課

ウ 精神保健

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
こころの相談	精神科医師によるこころの相談を通じて、メンタルの問題や精神障がいを抱える方とその家族の抱える困難や生きにくさを把握し、家族や本人の早期相談、包括的、継続的な支援の機会とします。	保健センター
メンタル相談（強化）	相談や家庭訪問を通じて、包括的、継続的な支援の機会とします。精神保健福祉士、臨床心理士による相談を拡充します。	保健センター
若者メンタル相談	不登校や引きこもり、不眠・強い不安等を抱える30歳代までを対象に、児童精神科医による相談を実施します。様々な困難や生きにくさを抱えている方とその家族の相談に応じるとともに関係機関と連携し、包括的、継続的に支援します。	保健センター
相談・家庭訪問（強化）	保健師の相談に加えて、他職種と連携して相談を拡充します。相談や家庭訪問を通じて、対象者の抱える問題を把握し、包括的、継続的な支援の機会とします。	保健センター

エ 妊産婦・子育てをする保護者

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
母子・父子家庭医療費助成 児童扶養手当支給	母子・父子家庭医療費助成、児童扶養手当に関する事前相談及び支給認定手続きの際も、自死リスクにつながるような問題の把握に努めます。	こども支援課
自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金等 高卒認定試験受講修了時等給付金	各給付金事業に関する事前相談及び給付金申請手続きの際に、自死リスクにつながるような問題の把握に努めます。	こども支援課
ひとり親家庭等日常生活 支援事業	ひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣を通じて、自死リスクにつながるような問題の把握と関係機関への連携を図ります。	こども支援課
ファミリーサポート事業	各会員同士のつながりから、相談を受ける際に、自死リスクの把握と関係機関と連携を図ります。	こども支援課
子育てひろば子育て支援 拠点事業 (強化)	地域子育て支援センター等において、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を拡充します。	こども支援課
児童手当、子ども医療費 助成	家庭等における生活の安定とこどもの健やかな成長のための支援として中学 3 年生までの子どもを対象に支給・助成します。	こども支援課
母子健康手帳交付 妊婦相談 妊婦乳幼児健康診査受診 票交付	妊婦に対する保健指導の際に、精神科受診歴やカウンセリング歴を把握するとともに、支援が必要な方については妊娠中から切れ目ない支援を行います。	保健センター
乳児家庭全戸訪問 (強化) 乳幼児健康診査	産婦・新生児を対象に生後 4 か月までに全戸訪問を実施し、産後うつ質問票を用いて母親の産後うつリスクや育児ストレス等を早期に把握し、関係機関で連携して自死予防につなげます。手厚い支援が必要な方においては、母と子の支援検討会を開催し、関係機関と協働しながら対応します。	保健センター
1 歳 8 か月児健康診査、 2 歳 6 か月児歯科健康診査 3 歳 6 か月児健康診査 心理相談	健診を通じて疾病予防の視点だけでなく、乳幼児の生活環境等にも着目し、虐待予防等様々な視点から、課題を捉えます。同様に自死リスクに対しては、専門職が保護者の相談に応じ、必要な助言や支援を提供することで、自死リスクを高める要因を軽減させ、問題があれば関係機関につなげます。	保健センター
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付申請時に、特定疾病を抱える子どもと保護者の状況等を把握し、必要時、支援へつなげます。	保健センター

オ 高齢者

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
総合相談・支援	要援護・高齢者等の心身及びその家族の状況を把握し、包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。	介護長寿課
ひとり暮らし等老人緊急通報システム	ひとり暮らしの虚弱な高齢者等が緊急時に連絡できる機器を貸与し、安心して生活できる環境を整備します。	介護長寿課
福祉バス乗車券・タクシー利用券交付事業	75歳以上の高齢者の移動支援と社会参加の一助としてバス券等を配布しています。配布時には、高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットを合わせて交付するなど、相談先情報等の周知を図ります。	介護長寿課
養護老人ホーム入所事務	環境上の理由及び経済的理由により在宅での生活が困難となった高齢者を養護老人ホームへ入所措置を行っています。	介護長寿課
認知症初期集中支援チーム	認知症の早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援します。	介護長寿課
老人クラブの育成 高齢者ふれあいサロン 高齢者生きがいづくり支援	社会参加や生きがい対策として老人クラブ等の活動に対する支援を行うほか、高齢者ふれあいサロン等を通じて、市民の健康増進を図ります。	介護長寿課
高齢者訪問歯科診療	寝たきり状態等にあり歯科診療を受けることが困難な者に対し、訪問診療を行い、健康増進を図ります。	保健センター

カ 自殺未遂者、自死遺族

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
自殺未遂者への支援 (新規)	自殺未遂者の自殺再企図防止対策について、警察・消防・医療と行政機関等、関係機関との連携や支援について、検討します。	保健センター 消防
自死遺族への支援 (新規)	自死により遺された親族等に支援に係る情報を提供するとともに、遺族等へ相談窓口を紹介します。	保健センター

キ 虐待等に関する被害

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
障がい者虐待に関する相談	障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者への虐待等に関する相談・通報に適切に対応します。	社会福祉課
高齢者虐待に関する相談	高齢者の虐待防止や虐待の早期発見のためのネットワークを通じて、虐待の早期発見、対応に努めます。	介護長寿課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
児童虐待に関する相談	「子ども権利条約」、「児童福祉週間」を周知するためのリーフレットを配布するなどし、児童虐待の防止に努めるとともに、虐待防止のためのネットワークにおいて情報共有・連携を強化し、対応します。	こども支援課
DV 被害者への支援	DV の内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを公共施設等に設置するなど、引き続き周知を行います。	男女共同・市民 参画推進室 こども支援課
性的マイノリティへの対応	性的マイノリティに関する情報提供を行うことで、意識啓発を図ります。	男女共同・市民 参画推進室

2-3 : 家族や介護者への支援

様々な生きづらさを抱えた人へ支援を行う家族や介護者は、日頃から深刻な状況に直面する機会が多く、精神的負担も大きいものと考えられます。

そのため、支援する立場の方々が、支援を通じて心身に負担を抱えることがないよう、家族や介護者同士の交流のほか、家族を介護から一時的に解放し、日頃の心身の疲れを回復するための支援に取り組むなど、サポートの充実に努めます。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
自死遺族の会の紹介 (新規)	家族を亡くした人が、悲しみと向き合い、ともに支え合うことで死別の痛みから回復し、その人らしい生き方を再構築するための機会として、自死遺族の会の情報提供をします。	保健センター
認知症家族等交流会	認知症の方を介護している家族等の不安や戸惑い、介護負担が軽減されるよう、事業者に委託し、認知症家族等交流会を開催します。	介護長寿課
介護する家族への支援 (介護手当の支給)	家族介護者がふれあう機会づくりを通じて、介護する家族の負担軽減を図るため、介護手当を支給します。	介護長寿課

基本施策3：大切ないのちを「つなぐ」ために

- 3-1：地域における見守り・支え合いの推進
- 3-2：いのちをつなぐためのネットワークの強化（重点施策1）
 - ① 全庁的な連携・取組の推進
 - ② 関係機関との連携・協力体制の整備

自死には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況などが複雑に関係しています。

そのため、自死に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、関係機関、団体等との連携を図り、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、地域福祉をはじめとする各種保健福祉分野の施策のほか、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、地域全体の自死リスクの低下につながるよう、必要となる情報共有の仕組みづくりなど、いのちをつなぐためのネットワークを強化します。

3-1：地域における見守り・支え合いの推進

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を進め、市内で活動する様々な民間団体と連携しながら、地域にある居場所や活動等について把握し、地域における見守り・支え合い、生きがいつくり活動を支援します。

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
地域福祉計画の策定（新規）	誰もが安全で安心した生活ができるよう、地域全体で支え合う町づくりを目指して、地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画を策定します。	社会福祉課
高齢者等の見守り支援	民間事業者・団体等と見守りに関する協定を締結し、高齢者の異変の早期発見と対応を図り、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを継続していく体制を構築します。	介護長寿課
通いの場づくり立ち上げ支援事業	住民主体の介護予防活動の「通いの場」に理学療法士を派遣し、体力測定とフォローアップを行います。また、「通いの場」の活動を通して、高齢者の異変を早期に察知できるよう、支え合い、助け合いの輪が広がるための地域活動を支援します。	介護長寿課

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
老人クラブの育成 高齢者ふれあいサロン 高齢者生きがいづくり支援	社会参加や生きがい対策として老人クラブ等の活動に対する支援を行うほか、高齢者ふれあいサロン等を通じて、住民同士の支え合いや助け合いの醸成につなげます。	介護長寿課
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会に委託し、地域の良さを再発見し地域づくりを推進します。	介護長寿課
名取市健康づくり運動 サポーターの会	地域で生活習慣病予防のための運動普及とともに、活動を通じた閉じこもり予防のための場として、自死リスクの低減を図ります。	保健センター

3-2：いのちをつなぐためのネットワークの強化（重点施策1）

- ① 全庁的な連携・取組の推進
- ② 関係機関との連携・協力体制の整備

実施施策等	実施状況、今後の方針	担当課
名取市自死対策連絡会議 （新規）	名取市自死対策連絡会議の開催を通じて、庁内における情報共有を図り、全庁的な関連施策の推進を図ります。	保健センター
名取市自死対策協議会 （新規）	幅広い関係機関・団体で構成される本市の自死対策推進の中核組織として、自死対策に係る計画の進捗状況の検証などを行うとともに、関係機関が連携し、役割分担を明確にして対象者が抱える複合的な問題に関する具体的な対応策を協議します。	保健センター

第5章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、医療・福祉・教育・経済・労働等の関係機関や地域団体等で構成する「名取市自死対策協議会」等において、計画の進捗状況について点検・評価します。

また、全庁的な取組となるよう、部局を横断した「名取市自死対策連絡会議」を開催し、計画に掲げる各種実施事業を確認するとともに、関連する施策についての情報を共有し、総合的な生きる支援に取り組みます。

■ 図表 計画の推進体制



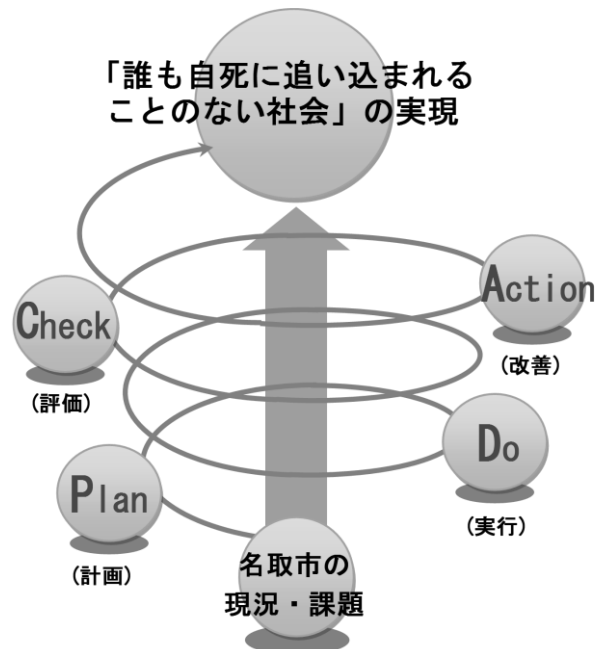
2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルに基づき、数値目標や活動指標の推移や生きる支援に向けた具体的な取組の進捗状況を確認します。

なお、社会情勢の変化や国・県の計画の変更に応じ、必要な見直し等、柔軟に対応していきます。

新たな課題の整理等を行うことで、量・質の両面から計画の進行管理を行います。

■ 図表 PDCA サイクルによる進行管理



資 料 編

資料編

資料1 策定経過

(策定期間：平成30年7月～平成31年3月)

開催日・期間	内 容	協 議 事 項 等
平成30年 7月17日～31日	生きる支援関連事業棚卸・ 照会の実施	○ 事業棚卸シートを各課へ配布し、既存事業より、生きる支援関連事業を抽出 (8部局27課から回答)
7月26日	第1回 ワーキンググループ	○ 計画策定の趣旨説明・ワーキンググループの役割の共有 ○ ワークショップ (1) 生きるためのどのような支援が必要かについて (2) 生きる支援に関連する外部機関・団体、活動内容について ○ 講評(県自殺対策センター)
8月23日	第1回 名取市自死対策協議会	○ 名取市自死対策計画策定の趣旨について ○ 計画策定スケジュールについて ○ 名取市の自死に関する実態、課題と方向性について
8月25日～9月13日	関係団体ヒアリング	○ ヒアリングシートによる意見収集 (1) 地域団体(回答：8件) (2) 医療機関(回答：7件) (3) 学校(回答：15件) (4) 商工会・農協等(回答：1件) (5) 関係機関(回答：12件)
10月5日	第1回 名取市自死対策連絡会議	○ 名取市自死対策計画策定の趣旨について ○ 名取市の自死に関する実態、課題と方向性について ○ 骨子案について ○ 計画策定スケジュール
10月9日 10月29日	第2回 ワーキンググループ	○ 計画の骨子案(基本理念・施策)内容についての確認と意見集約 ○ 基本施策のさらに取り組みたいこと、取り組んだ方がよいことの意見出し ○ 重点施策について(意見出し)

開催日・期間	内 容	協 議 事 項 等
10月29日～11月14日	庁内ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業棚卸結果及び施策案をもとに、庁内関係部署に対し聞き取り調査を実施 (1) 各課の事業を通じた、支援につなげるための連携について (2) 掲載する施策項目の確認
11月29日 12月12日	第2回 名取市自死対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前回からの課題の整理 ○ 名取市自死対策計画（素案）について ○ 次回の予定について
12月20日	第2回 名取市自死対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名取市自死対策計画（素案）について ○ 計画策定スケジュールについて
平成31年 1月15日～2月13日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画（案）の公表及び意見募集 意見の提出数：0件

資料2 名取市自死対策協議会

(1) 名取市自死対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく名取市自死対策計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に係る必要な事項を協議するため、名取市自死対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自死の現状把握に関すること。
- (2) 市及び関係機関における連携方法に関すること。
- (3) 計画策定に関すること。
- (4) その他自死対策の推進に関し協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

		委員氏名	所属機関
第1号委員	学識経験者	佐藤 滋	名取市医師会
		上野 聖平	宮城県立精神医療センター
		工藤 清史	仙台弁護士会
		郡山 昌明	仙台白百合女子大学
第2号委員	関係団体の代表者	三好 啓介	名取市商工会
		齋藤 勇介	子育て応援団ゆうわ
		八巻 健	増田地区町内会
		奈尾 隆平	名取メンタルヘルス協会
		佐々木 秀典	名取市社会福祉協議会
		川村 米子	名取市民生委員児童委員協議会
第3号委員	関係行政機関の職員	松木 崇晋	宮城県岩沼警察署
		相澤 文明	名取市消防本部
		遠藤 浩	名取市校長会
		松野 あやえ	仙台保健福祉事務所岩沼支所
		佐竹 嘉裕	宮城県立精神医療センター

(任期：平成30年(2018)8月1日～平成32年(2020)7月31日)

資料3 名取市自死対策連絡会議

(1) 名取市自死対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく名取市自死対策計画（以下「計画」という。）の策定に係る必要な事項を協議し、計画を推進するため、名取市自死対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他自死対策の推進に関し連絡会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長 総務部長 生活経済部長 建設部長 震災復興部長 教育部長 消防長 政策企画課長 男女共同・市民参画推進室長 防災安全課長 社会福祉課長 子ども支援課長 介護長寿課長 商工観光課長 生活再建支援課長 学校教育課長 生涯学習課長 消防本部総務課長

資料 4 相談窓口一覧

子ども・若者		
こども支援課	724-7119	平日 8:30~17:15
保健センター	382-2456	平日 8:30~17:15
子供の相談ダイヤル (宮城県総合教育センター)	784-3568	月~金 9:00~16:00 (祝休日・年末年始休み) (子供や家族からの相談)
24時間子どもSOSダイヤル (宮城県教育委員会)	0120-0-78310 IP電話での相談は 797-0820 (通話料有料)	年中無休、24時間対応 (いじめ等子供からのSOS)
NPO法人わたげの会 (宮城県ひきこもり地域支援センター南支所)	393-5226	月~金 10:00~17:00
就労(勤労者向け)		
宮城県労働局総合労働相談コーナー	299-8834	平日 9:00~17:00
せんだい若者サポートステーション (15~39歳)	385-5284	平日 10:00~17:00
高齢者の福祉について		
介護長寿課	724-7111	平日 8:30~17:15
名取東地域包括支援センター	784-0850	増田、閑上、下増田
名取南地域包括支援センター	399-7570	名取が丘、館腰、愛島
名取西地域包括支援センター	386-7225	増田西、高館、ゆりが丘、 相互台、那智が丘、みどり台
障がい者の福祉について		
社会福祉課	724-7107	平日 8:30~17:15
消費生活、経済について		
法テラス宮城 (日本司法支援センター宮城地方事務所)	050-3383-5537	平日 9:30~16:30
消費生活相談(防災安全課)	724-7165	平日 9:00~16:00
生活困窮者総合相談	724-7108	平日 8:30~17:15
心と体の健康について		
こころの相談(保健センター)	382-2456	平日 8:30~17:15
こころの相談(塩釜保健所岩沼支所)	0223-22-2189	平日 8:30~17:15
みやぎほっとするセンター (宮城県自死対策推進センター)	0229-23-0028	平日 9:00~16:00
仙台いのちの電話	718-4343	24時間
女性相談・性別や性自認、性的指向などについて		
女性相談(ハーティ仙台電話相談)	274-1885	平日 13:30~16:30
みやぎ男女共同参画相談室	211-2570	平日 8:30~16:45 (女性相談) 第2・4火曜 12:00~16:00 (LGBT 性的マイノリティ相談)

資料5 生きる支援一覧

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
各課	市広報（SNSを含む）・なとらじによる各種相談の周知			●				
保健センター	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動（強化）	●						
保健センター	こころの健康 自死予防に関するリーフレットなどの配布（新規）	●						
保健センター	若者メンタル相談	●		●	●			
保健センター	メンタル相談（強化）	●		●	●			
保健センター	健康相談・家庭訪問（強化）	●			●			
保健センター	母子健康手帳交付 妊婦相談 妊婦乳幼児健康診査受診票交付	●			●			
保健センター	乳児家庭全戸訪問（強化） 乳幼児健康診査	●			●			
保健センター	1歳8か月児健康診査 2歳6か月児歯科健康診査 3歳6か月児健康診査 心理相談	●			●			
保健センター	名取市食生活改善推進員		●					
保健センター	名取市健康づくり運動サポーターの会		●				●	
保健センター	母子保健ボランティア		●					
保健センター	子育て世代包括支援センター事業		●					
保健センター	国民健康保険保健指導事業		●					
保健センター	子育て相談			●				
保健センター	妊婦相談			●				
保健センター	健康相談			●				

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
保健センター	栄養・歯科に関する相談			●				
保健センター	幼児発達相談 ことばの相談			●				
保健センター	保健事業案内（年1回全世帯配布）			●				
保健センター	精神保健医療福祉連絡会議				●			
保健センター	乳児訪問ケース会議				●			
保健センター	こころの相談			●	●			
保健センター	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業				●			
保健センター	高齢者訪問歯科診療				●			
保健センター	自殺未遂者への支援（新規）				●			
保健センター	自死遺族への支援（新規）				●			
保健センター	自死遺族の会の紹介（新規）					●		
保健センター	名取市自死対策連絡会議（新規）							●
保健センター	名取市自死対策協議会（新規）							●
社会福祉課	名取市ボランティア連絡会・地区福祉委員会		●					
社会福祉課	民生委員・児童委員		●					
社会福祉課	保護司		●					
社会福祉課	生活困窮者自立相談支援員		●					
社会福祉課	身体・知的障がい者相談員		●					
社会福祉課	民生委員等による困りごと相談			●				
社会福祉課	障がい者の総合相談			●				
社会福祉課	生活困窮者総合相談			●				
社会福祉課	障がい者等地域づくり協議会				●			
社会福祉課	障がい者虐待防止連携協議会				●			

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
社会福祉課	精神保健医療福祉連絡会議				●			
社会福祉課	生活福祉資金貸付				●			
社会福祉課	生活保護				●			
社会福祉課	生活困窮者自立支援				●			
社会福祉課	特別障害者手当等給付・障害児福祉手当				●			
社会福祉課	障害児者自立支援事業（サービス計画作成・相談）				●			
社会福祉課	聴覚障害者情報交流会（みみサポサロン）				●			
社会福祉課	成年後見制度利用支援				●			
社会福祉課	タクシー・ガソリン券・イクスカチャージ券の交付				●			
社会福祉課	日常生活用具給付事業				●			
社会福祉課	地域生活支援事業				●			
社会福祉課	ひとり暮らし等老人緊急通報システム（障害者）				●			
社会福祉課	障がい者虐待に関する相談				●			
社会福祉課	地域福祉計画の策定（新規）						●	
こども支援課	家庭児童相談	●	●	●				
こども支援課	青少年相談	●						
こども支援課	青少年健全育成関係者		●					
こども支援課	利用者支援事業		●					
こども支援課	児童センター		●		●			
こども支援課	保育所運営		●		●			
こども支援課	子育て相談			●				
こども支援課	定例青少年相談			●				
こども支援課	DV相談			●				

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
こども支援課	子ども子育てガイド			●				
こども支援課	要保護児童対策地域協議会				●			
こども支援課	名取市青少年問題協議会				●			
こども支援課	子育て支援ネットワーク委員会				●			
こども支援課	母子・父子家庭医療費助成 児童扶養手当支給				●			
こども支援課	自立支援教育訓練給付金 高等職業訓練促進給付金等 高卒認定試験受講修了時等給付金				●			
こども支援課	ひとり親家庭等日常生活支援事業				●			
こども支援課	ファミリーサポート事業				●			
こども支援課	子育てひろば子育て支援拠点事業（強化）				●			
こども支援課	児童手当、子ども医療費助成				●			
こども支援課	児童虐待に関する相談				●			
こども支援課	DV 被害者への支援				●			
介護長寿課	認知症サポーター		●					
介護長寿課	介護予防サポーター		●					
介護長寿課	高齢者ふれあいサロン事業関係者		●					
介護長寿課	高齢者総合相談		●	●				
介護長寿課	医療・介護サービスマップ（年1回全世界配布）			●				
介護長寿課	認知症支援ガイドブック			●				
介護長寿課	地域ケア会議				●			
介護長寿課	多職種連携研修会				●			
介護長寿課	総合相談・支援				●			
介護長寿課	ひとり暮らし等老人緊急通報システム				●			

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
介護長寿課	福祉バス乗車券・タクシー利用券交付事業				●			
介護長寿課	養護老人ホーム入所事務				●			
介護長寿課	認知症初期集中支援チーム				●			
介護長寿課	老人クラブの育成 高齢者ふれあいサロン 高齢者生きがいづくり支援				●		●	
介護長寿課	高齢者虐待に関する相談				●			
介護長寿課	認知症家族等交流会					●		
介護長寿課	介護する家族への支援（介護手当の支給）					●		
介護長寿課	高齢者等の見守り支援						●	
介護長寿課	通いの場づくり立ち上げ支援事業						●	
介護長寿課	生活支援体制整備事業						●	
学校教育課	スクールソーシャルワーカー等活用事業	●						
学校教育課	カウンセリング事業（スクールカウンセラー・訪問指導員の支援）	●						
学校教育課	滞納者等の情報収集（学校給食費徴収業務）		●					
学校教育課	保護者からの相談			●				
総務課	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動（強化）	●						
総務課	市民からのメールによる問い合わせ			●				
総務課	市民便利帳・住民ガイドブックの発行			●				
総務課	市広報（SNSを含む）・なとらじによる各種相談の周知			●				
男女共同・市民参画推進室	様々なハラスメントに関する普及啓発				●			
男女共同・市民参画推進室	DV 被害者への支援				●			

担当課	実施施策等	1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2
		市民一人ひとりの気づきの促進	生きる支援に関わる人材の育成・資質の向上	相談機会の充実	状況に応じた切れ目のない支援体制の強化	家族や介護者への支援	地域における見守り・支え合いの推進	いのちをつなぐためのネットワークの強化
男女共同・市民参画推進室	性的マイノリティへの対応				●			
防災安全課	市民生活相談（法律相談・消費生活相談・行政相談・人権相談・司法書士による無料相談・行政書士による無料相談）			●				
防災安全課	防災対策事業（名取市民防災マニュアル及び地区別防災マニュアルを作成し全戸配布）			●				
商工観光課	経営者等に対する相談支援		●					
商工観光課	雇用に関する記事の掲載				●			
税務課	滞納者等の情報収集（市税徴収業務）		●					
税務課	滞納者納税相談			●				
都市計画課	滞納者等の情報収集（市営住宅家賃徴収業務）		●					
都市計画課	ホームレスの確認		●					
土木課	ホームレスの確認		●					
市民課	総合案内関連業務			●				
保険年金課	国民健康保険保健指導事業		●					
生涯学習課（図書館）	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動（強化）	●						
クリーン対策課	公害・環境関係の苦情相談			●				
消防	自殺未遂者への支援（新規）				●			
水道事業所	滞納者等の情報収集（水道料金徴収業務）		●					

名取市自死対策計画

生きる支援
～気づく・寄り添う・支え合う・つなぐ～

発行：平成 31 年 3 月

編集・発行：名取市 保健センター

〒981-1224

宮城県名取市増田字柳田 244

電話：022-382-2456 FAX：022-382-3041

ホームページ：http://www.city.natori.miyagi.jp/

